

2 ▶ 労働・社会分野の調査（アンケート調査）

(1) 全業種の調査

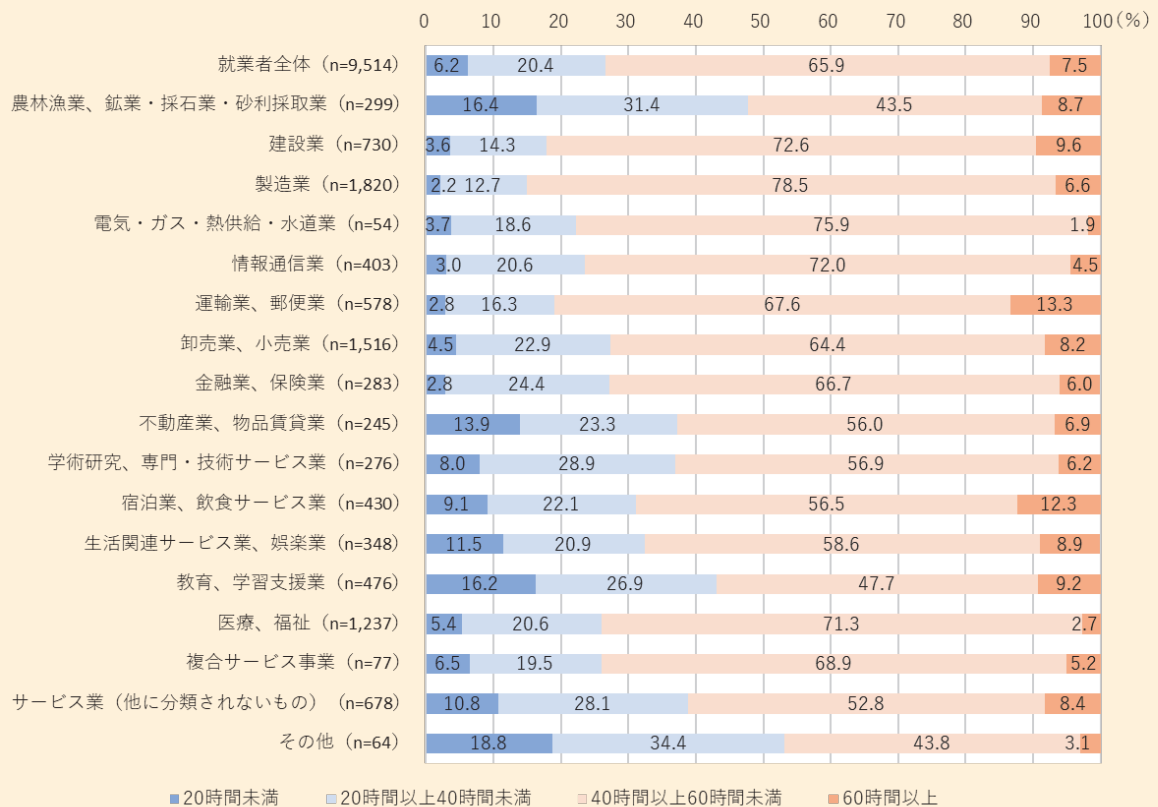
全国の自営業者、会社役員を含む就業者 9,852 人及び 3,103 事業場から、就業者はおおむね令和 4 年 12 月時点の状況、事業場はおおむね令和 4 年 12 月から令和 5 年 2 月までの状況について回答を得た。

就業者のうち、労働者は 8,234 人、自営業者等は 1,369 人、会社役員は 213 人、性別では、男性は 5,494 人、女性は 4,358 人であった。

(労働時間の状況)

1 週間当たりの実労働時間をみると、就業者全体では、「60 時間以上」の就業者の割合は 7.5%であった。業種別にみると、「60 時間以上」の就業者の割合が「就業者全体」の 7.5%より高かったのは順に、「運輸業、郵便業」の 13.3%、「宿泊業、飲食サービス業」の 12.3%、「建設業」の 9.6%、「教育、学習支援業」の 9.2%、「生活関連サービス業、娯楽業」の 8.9%、「農林漁業、鉱業・採石業・砂利採取業」の 8.7%、「サービス業（他に分類されないもの）」の 8.4%、「卸売業、小売業」の 8.2%であった。一方、「60 時間以上」の就業者の割合が低かったのは順に、「電気・ガス・熱供給・水道業」の 1.9%、「医療、福祉」の 2.7%であった（第 3-2-1-1 図）。

第 3-2-1-1 図 業種別 1 週間当たりの実労働時間数（就業者調査）

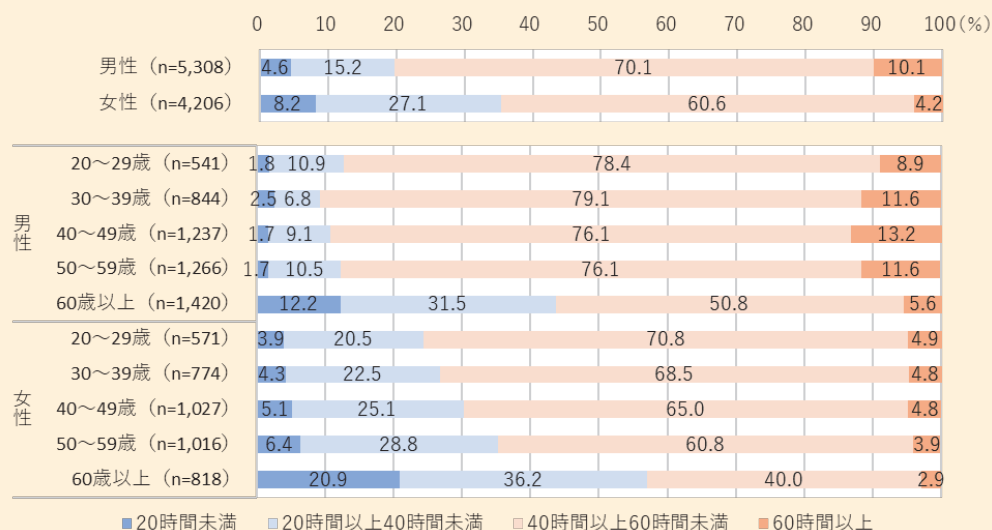


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和 4 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 自営業者等及び会社役員は、就業時間を労働時間として算出。

男女別に1週間当たりの実労働時間をみると、男性の方が労働時間が長い傾向にあり、「60時間以上」の就業者の割合は男性が10.1%、女性が4.2%であった。また、年齢階層別では、「60時間以上」の就業者の割合は、男性は40歳代が13.2%で最も高く、次いで30歳代及び50歳代が11.6%、20歳代が8.9%であった。女性は年齢が低いほど「60時間以上」の就業者の割合が高くなる傾向がみられ、20歳代が4.9%、30歳代及び40歳代が4.8%であった(第3-2-1-2図)。

第3-2-1-2図 性別、年齢階層別1週間当たりの実労働時間数(就業者調査)

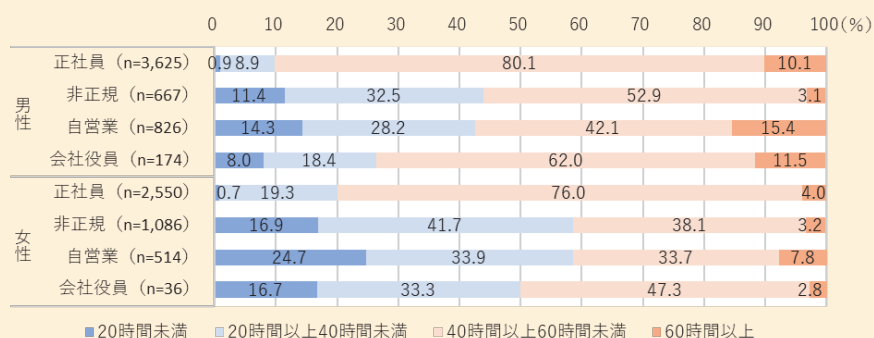


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 自営業者等及び会社役員は、就業時間を労働時間として算出。

男女別、就業形態別に1週間当たりの実労働時間をみると、「60時間以上」の就業者の割合は、男女ともに「自営業」が最も高く、男性が15.4%、女性が7.8%であった。そのほか「60時間以上」の就業者の割合が高かったのは、男性の「会社役員」が11.5%、男性の「正社員」が10.1%であった(第3-2-1-3図)。

第3-2-1-3図 性別、就業形態別1週間当たりの実労働時間数(就業者調査)

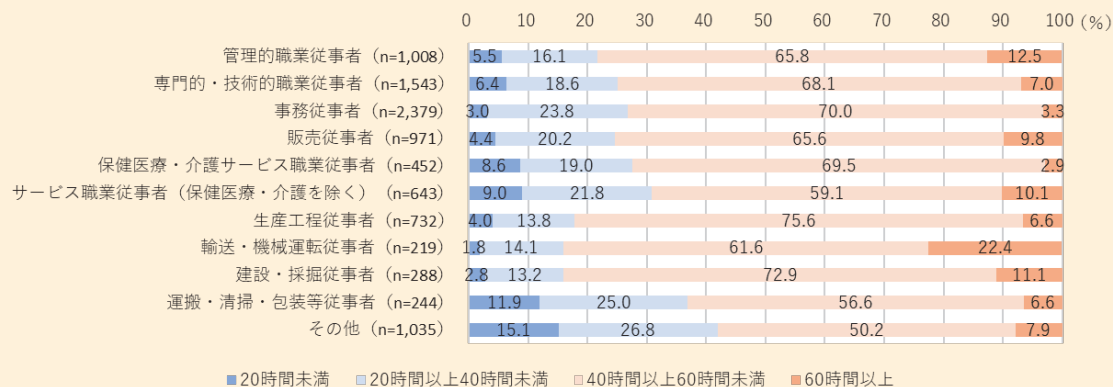


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 自営業者等及び会社役員は、就業時間を労働時間として算出。

職種別に1週間当たりの実労働時間をみると、「60時間以上」の就業者の割合が高かったのは順に、「輸送・機械運転従事者」の22.4%、「管理的職業従事者」の12.5%、「建設・採掘従事者」の11.1%であった。一方、「60時間以上」の就業者の割合が低かったのは、「保健医療・介護サービス職業従事者」の2.9%、「事務従事者」の3.3%であった(第3-2-1-4図)。

第3-2-1-4図 職種別1週間当たりの実労働時間数(就業者調査)

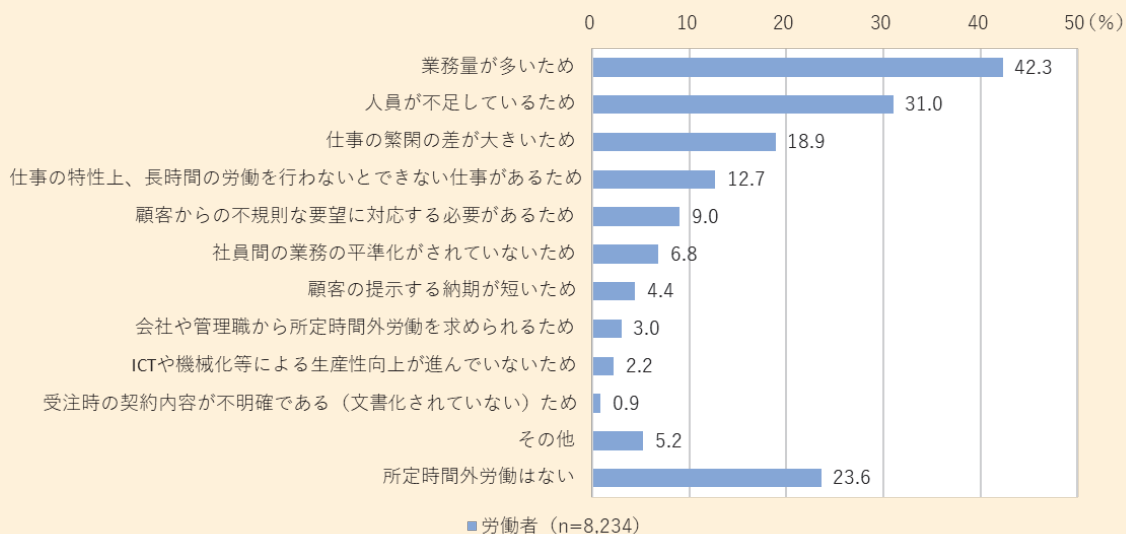


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 自営業者等及び会社役員は、就業時間を労働時間として算出。

所定外労働が生じる理由をみると、「業務量が多いため」が42.3%で最も高く、次いで「人員が不足しているため」が31.0%、「仕事の繁閑の差が大きいため」が18.9%、「仕事の特性上、長時間の労働を行わないとできない仕事があるため」が12.7%、「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため」が9.0%であった(第3-2-1-5図)。

第3-2-1-5図 所定外労働が生じる理由(就業者調査)



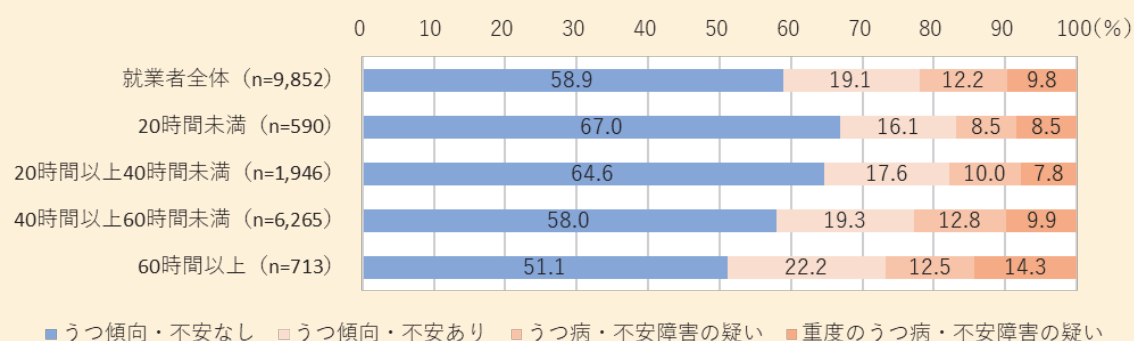
(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 1. 複数回答のため、内訳の合計(%)が100を超える。

2. 労働者は、就業者のうち正社員及び非正規雇用労働者を抽出。

1週間当たりの実労働時間別のうつ傾向・不安（K6）は、労働時間が長くなるにつれて、「うつ病・不安障害の疑い」がある者及び「重度のうつ病・不安障害の疑い」がある者を合わせた割合が増加する傾向がみられ、「うつ病・不安障害の疑い」がある者及び「重度のうつ病・不安障害の疑い」がある者を合わせた割合は、「20時間未満」が17.0%、「20時間以上40時間未満」が17.8%、「40時間以上60時間未満」が22.7%、「60時間以上」が26.8%であった（第3-2-1-6図）。

第3-2-1-6図 1週間当たりの実労働時間別うつ傾向・不安（就業者調査）



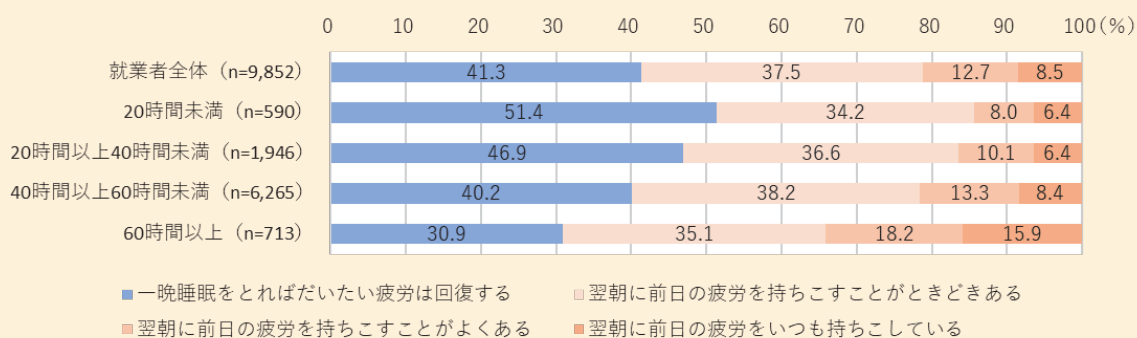
(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 1. K6は、米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。6つの質問について5段階（「まったくない」（0点）、「少しだけ」（1点）、「ときどき」（2点）、「たいてい」（3点）、「いつも」（4点））で点数化し、合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられている。

2. 自営業者等及び会社役員は、就業時間を労働時間として算出。

1週間当たりの実労働時間別の疲労の持ちこし頻度は、労働時間が長くなるにつれて、翌朝に前日の疲労をもちこす頻度が増加する傾向がみられ、「翌朝に前日の疲労をもちこすことがよくある」者及び「翌朝に前日の疲労をいつももちこしている」者を合わせた割合は、「20時間未満」が14.4%、「20時間以上40時間未満」が16.5%、「40時間以上60時間未満」が21.7%、「60時間以上」が34.1%であった（第3-2-1-7図）。

第3-2-1-7図 1週間当たりの実労働時間別疲労の持ちこし頻度（就業者調査）

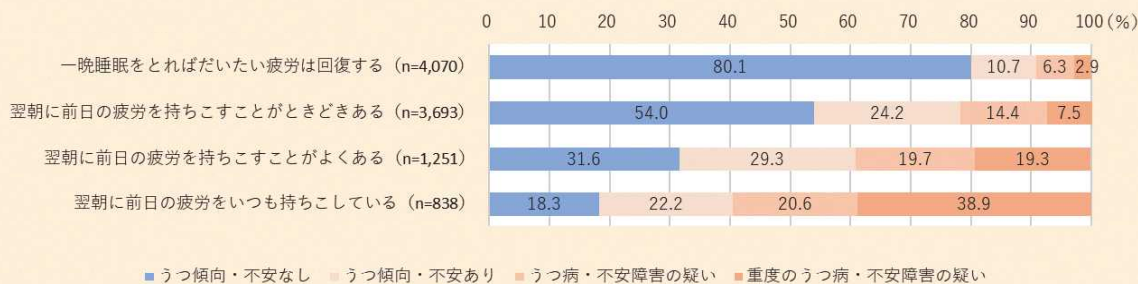


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 自営業者等及び会社役員は、就業時間を労働時間として算出。

疲労の持ちこし頻度別のうつ傾向・不安（K6）は、翌朝に前日の疲労を持ちこす頻度が増加するにつれて、「うつ病・不安障害の疑い」がある者及び「重度のうつ病・不安障害の疑い」がある者の割合が増加する傾向がみられ、「うつ病・不安障害の疑い」がある者及び「重度のうつ病・不安障害の疑い」がある者を合わせた割合は、「一晚睡眠をとればだいたい疲労は回復する」が9.2%、「翌朝に前日の疲労を持ちこすことがときどきある」が21.9%、「翌朝に前日の疲労を持ちこすことがよくある」が39.0%、「翌朝に前日の疲労をいつも持ちこしている」が59.5%であった（第3-2-1-8図）。

第3-2-1-8図 疲労の持ちこし頻度別うつ傾向・不安（就業者調査）

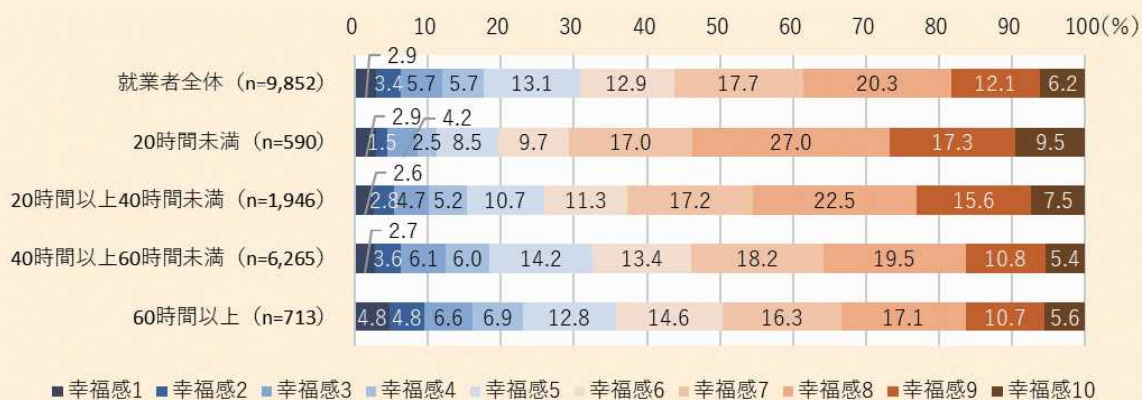


（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（注）K6は、米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。6つの質問について5段階（「まったくない」（0点）、「少しだけ」（1点）、「ときどき」（2点）、「たいてい」（3点）、「いつも」（4点））で点数化し、合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられている。

1週間当たりの実労働時間別の主観的幸福感は、労働時間が長くなるにつれて、幸福感が低くなる傾向がみられ、「幸福感8」以上の割合は、「就業者全体」が38.6%、「20時間未満」が53.7%、「20時間以上40時間未満」が45.5%、「40時間以上60時間未満」が35.8%、「60時間以上」が33.4%であった（第3-2-1-9図）。

第3-2-1-9図 1週間当たりの実労働時間別主観的幸福感（就業者調査）



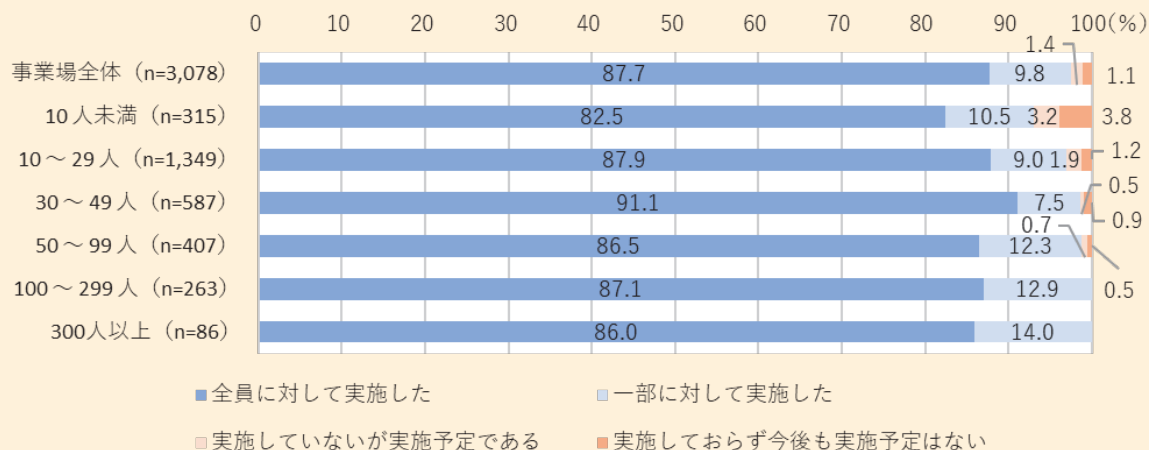
（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（注）1. 主観的幸福感、内閣府「国民生活選好度調査」でも用いられる指標で、「とても不幸せ」～「とても幸せ」の10段階評価で、より高い得点が、主観的幸福度が高いことを表す。
2. 自営業者等及び会社役員は、就業時間を労働時間として算出。

(定期健康診断、ストレスチェックの状況)

規模別に直近1年間の定期健康診断の実施状況をみると、「全員に対して実施した」及び「一部に対して実施した」を合わせた割合はいずれの規模でも90%以上であり、おおむね定期健康診断は実施されていた。なお、「10人未満」では「実施しておらず今後も実施予定はない」が3.8%であった(第3-2-1-10図)。

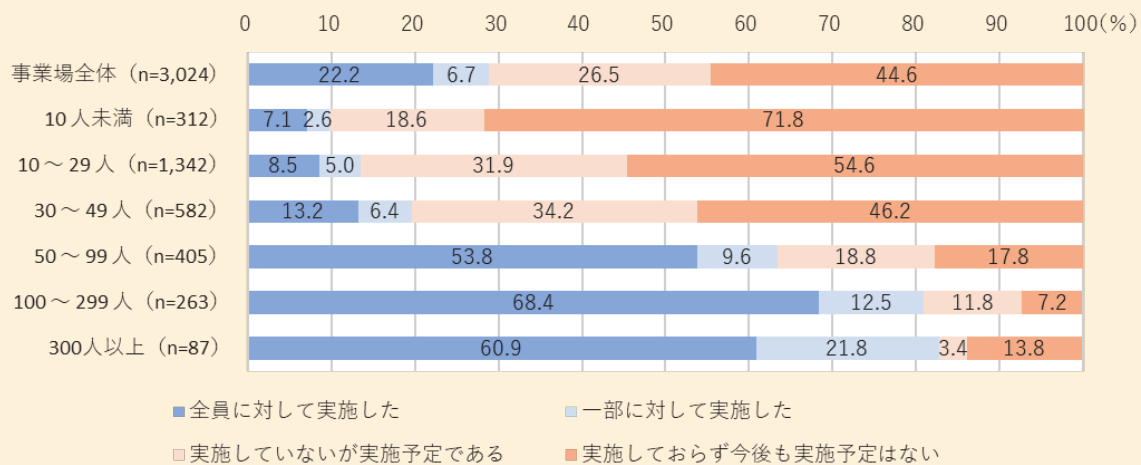
第3-2-1-10図 規模別定期健康診断実施状況(事業場調査)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

規模別に直近1年間のストレスチェックの実施状況をみると、事業場規模が大きいほど、実施率は高くなる傾向にあるものの、義務づけされている50人以上においても、「実施しておらず今後も実施予定はない」が、「50～99人」で17.8%、「100～299人」で7.2%、「300人以上」で13.8%みられた(第3-2-1-11図)。

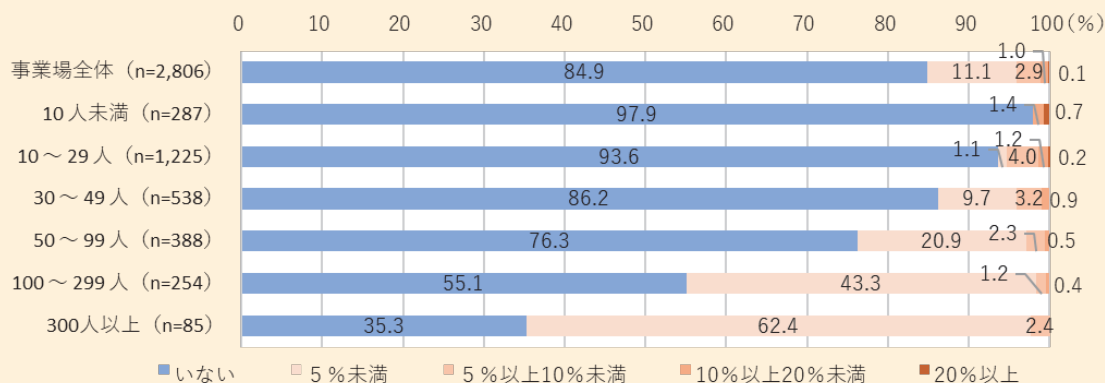
第3-2-1-11図 規模別ストレスチェック実施状況(事業場調査)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

規模別にメンタルヘルス不調を原因とする休職者割合をみると、「事業場全体」でメンタルヘルス不調を原因とする休職者がいる事業場の割合が15.1%のところ、「50～99人」が23.7%、「100～299人」が44.9%、「300人以上」が64.7%であった（第3-2-1-12図）。

第3-2-1-12図 規模別メンタルヘルス不調を原因とする休職者割合（事業場調査）

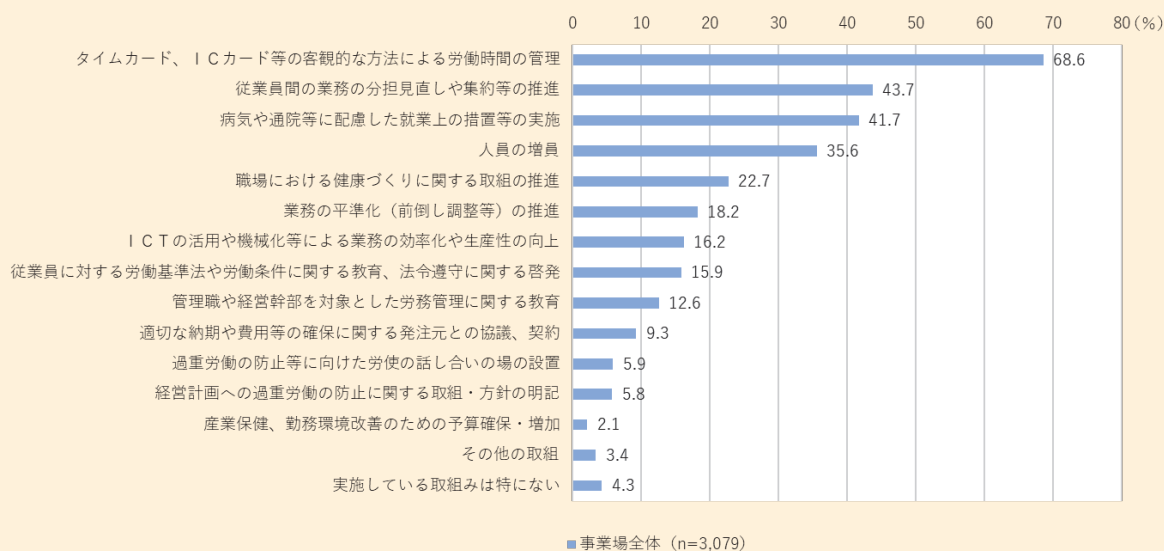


（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（過重労働防止対策）

事業場が過重労働防止のために行っている対策をみると、「タイムカード、ICカード等の客観的な方法による労働時間の管理」が68.6%で最も多く、次いで「従業員間の業務の分担見直しや集約等の推進」が43.7%、「病気や通院等に配慮した就業上の措置等の実施」が41.7%、「人員の増員」が35.6%であった（第3-2-1-13図）。

第3-2-1-13図 過重労働防止対策（事業場調査）



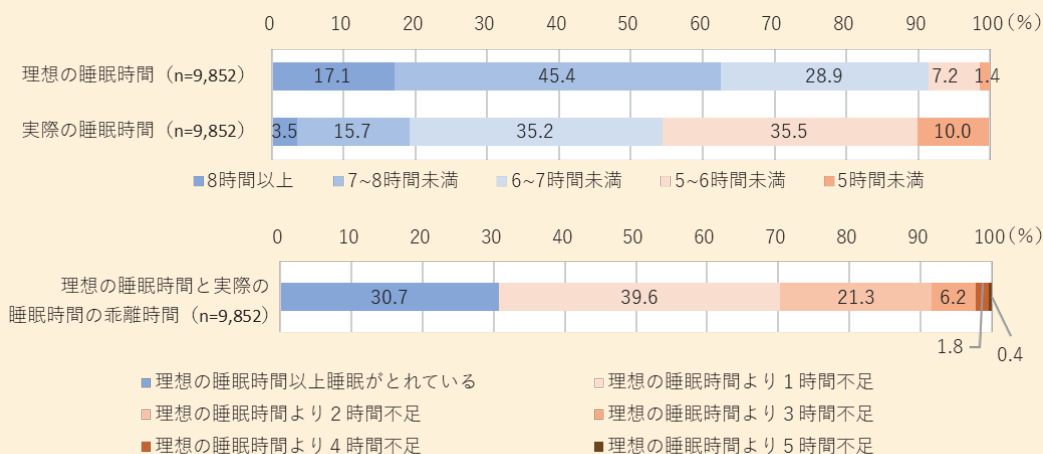
（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（注）複数回答のため、内訳の合計（%）が100を超える。

(睡眠の状況)

理想の睡眠時間は、「7～8時間未満」が45.4%で最も多く、次いで「6～7時間未満」の28.9%であった。一方で、実際の睡眠時間は「5～6時間未満」が35.5%で最も多く、次いで「6～7時間未満」の35.2%であった。また、理想の睡眠時間と実際の睡眠時間の乖離時間は、「理想の睡眠時間より1時間不足」が39.6%で最も多く、次いで「理想の睡眠時間以上睡眠がとれている」が30.7%、「理想の睡眠時間より2時間不足」が21.3%であった(第3-2-1-14図)。

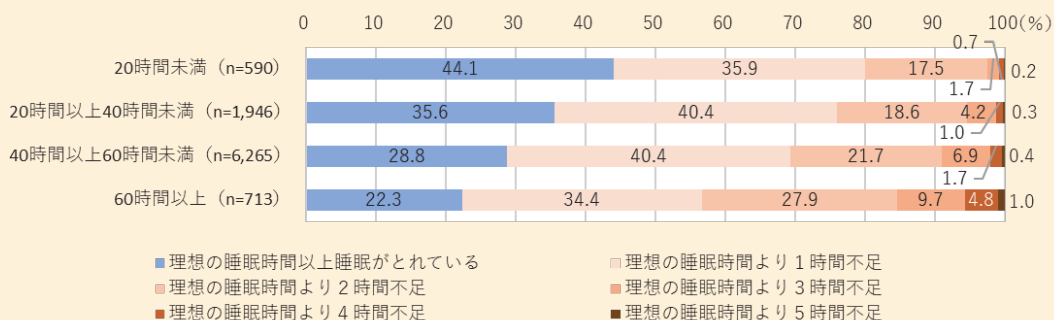
第3-2-1-14図 理想の睡眠時間と実際の睡眠時間及びその乖離時間(就業者調査)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

1週間当たりの実労働時間別に理想の睡眠時間と実際の睡眠時間の乖離時間をみると、労働時間が長くなるにつれて乖離が大きくなる傾向があり、「60時間以上」では、「理想の睡眠時間以上睡眠がとれている」が22.3%、「理想の睡眠時間より1時間不足」が34.4%、「理想の睡眠時間より2時間不足」が27.9%、「理想の睡眠時間より3時間不足」が9.7%、「理想の睡眠時間より4時間不足」が4.8%、「理想の睡眠時間より5時間不足」が1.0%であった(第3-2-1-15図)。

第3-2-1-15図 1週間当たりの実労働時間別理想の睡眠時間と実際の睡眠時間の乖離時間(就業者調査)

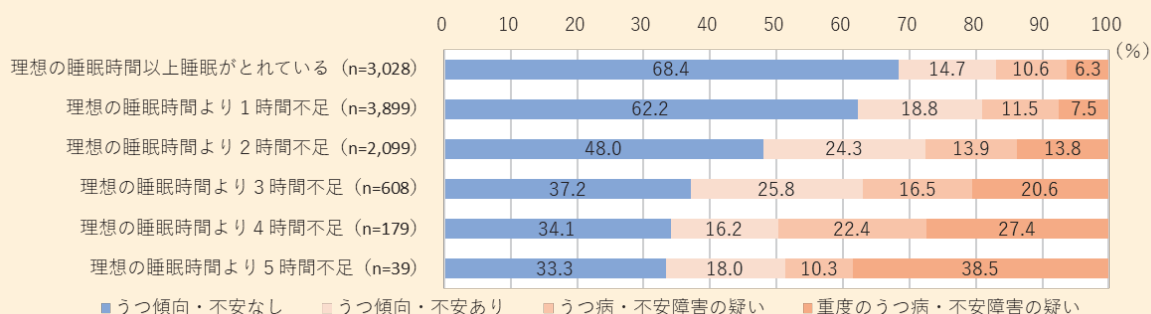


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 自営業者等及び会社役員は、就業時間を労働時間として算出。

理想の睡眠時間と実際の睡眠時間の乖離時間別のうつ傾向・不安（K6）は、乖離が大きくなるにつれて「うつ傾向・不安なし」の者の割合が減少し、「うつ傾向・不安あり」の者、「うつ病・不安障害の疑い」がある者及び「重度のうつ病・不安障害の疑い」がある者を合わせた割合が増加する傾向がみられ、「理想の睡眠時間より5時間不足」では、「うつ傾向・不安なし」の者が33.3%、「うつ傾向・不安あり」の者が18.0%、「うつ病・不安障害の疑い」がある者が10.3%、「重度のうつ病・不安障害の疑い」がある者が38.5%であった（第3-2-1-16図）。

第3-2-1-16図 理想の睡眠時間と実際の睡眠時間の乖離時間別うつ傾向・不安（就業者調査）

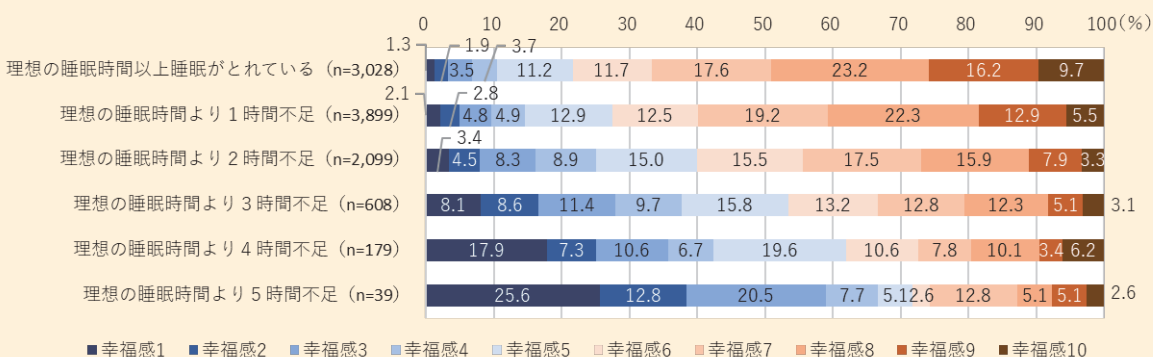


（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（注）K6は、米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。6つの質問について5段階（「まったくない」（0点）、「少しだけ」（1点）、「ときどき」（2点）、「たいてい」（3点）、「いつも」（4点））で点数化し、合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされている。

理想の睡眠時間と実際の睡眠時間の乖離時間別の主観的幸福感は、乖離が大きくなるにつれて、幸福感が低くなる傾向がみられ、「幸福感8」以上の割合は、「理想の睡眠時間以上睡眠がとれている」が49.1%、「理想の睡眠時間より1時間不足」が40.7%、「理想の睡眠時間より2時間不足」が27.0%、「理想の睡眠時間より3時間不足」が20.6%、「理想の睡眠時間より4時間不足」が19.6%、「理想の睡眠時間より5時間不足」が12.8%であった（第3-2-1-17図）。

第3-2-1-17図 理想の睡眠時間と実際の睡眠時間の乖離時間別主観的幸福感（就業者調査）



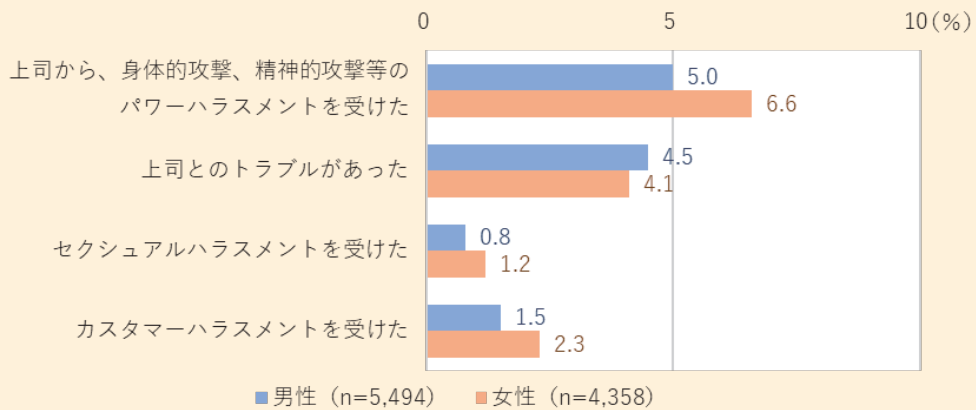
（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（注）主観的幸福感は、内閣府「国民生活選好度調査」でも用いられる指標で、「とても不幸せ」～「とても幸せ」の10段階評価で、より高い得点が、主観的幸福度が高いことを表す。

(ハラスメント等の経験の状況)

男女別にハラスメント等の経験をみると、男女とも「上司から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」が最も多く、男性 5.0%、女性 6.6%であった。次いで「上司とのトラブルがあった」が、男性 4.5%、女性 4.1%であった (第 3-2-1-18 図)。

第 3-2-1-18 図 性別ハラスメント等の経験 (就業者調査)

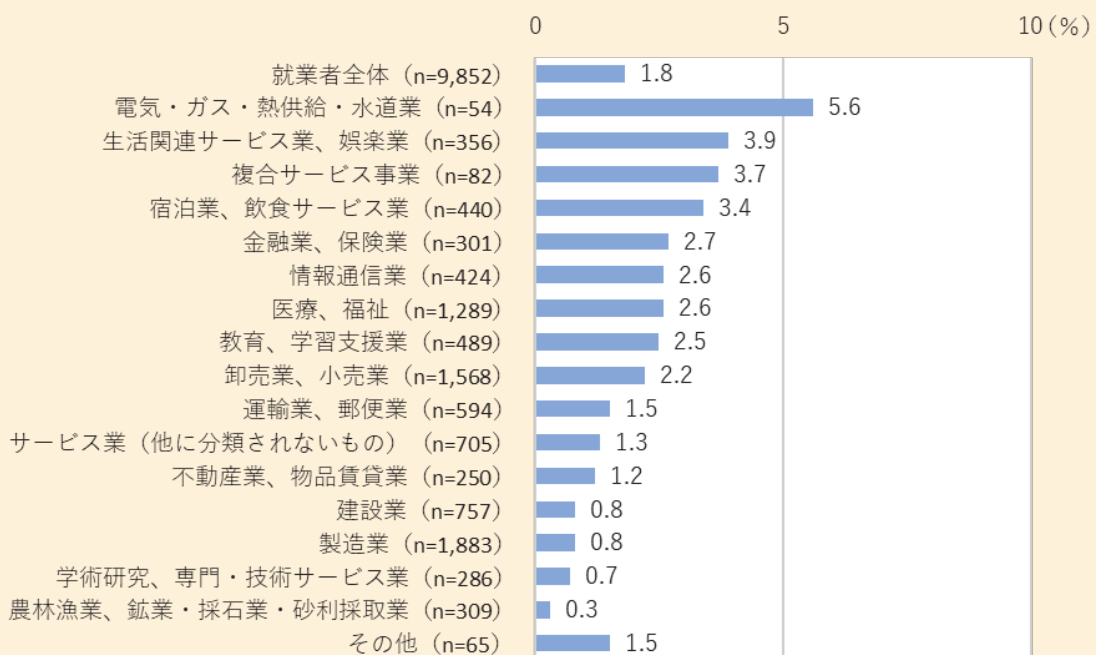


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 過去1年間に経験したものを。

カスタマーハラスメントの経験を業種別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が 5.6%で最も多く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が 3.9%、「複合サービス事業」が 3.7%であった (第 3-2-1-19 図)。

第 3-2-1-19 図 業種別カスタマーハラスメントの経験 (就業者調査)



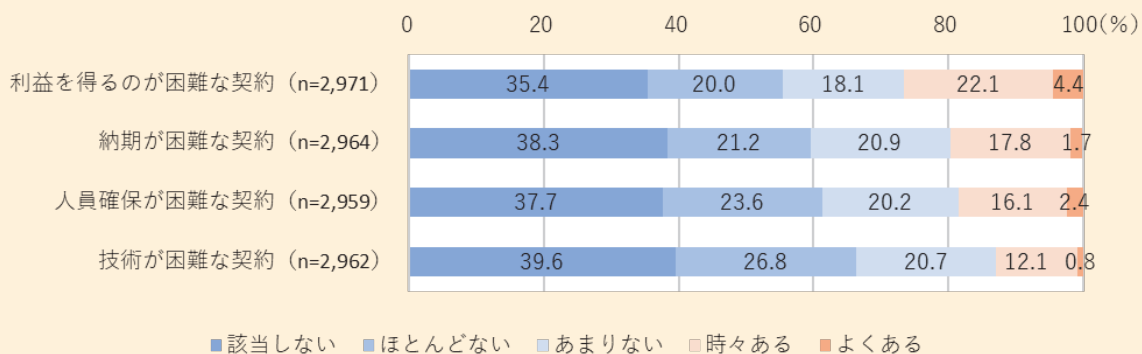
(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 過去1年間に経験したものを。

(商慣行、契約等の課題)

事業場における困難な契約の経験の有無を要因別にみると、「時々ある」及び「よくある」を合わせた割合は、「利益を得るのが困難な契約」が26.5%、「納期が困難な契約」が19.5%、「人員確保が困難な契約」が18.5%、「技術が困難な契約」が12.9%であった(第3-2-1-20図)。

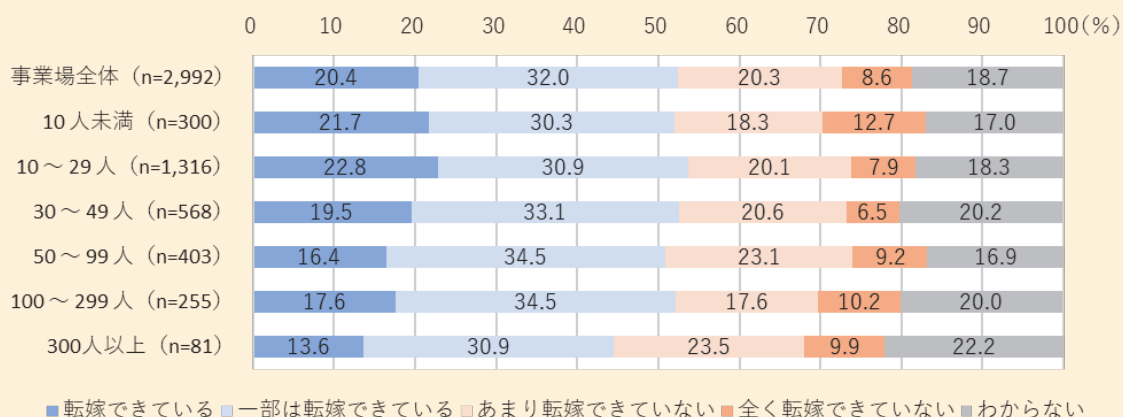
第3-2-1-20図 困難な契約の経験の状況(事業場調査)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

時間外労働の短縮に向けて、人材の確保や生産性の向上等を図るためには、そのための原資が必要となるところ、経費や人件費等の負担の増加分を製品・商品・サービスの価格に転嫁できているか回答を求めた結果、「転嫁できている」及び「一部は転嫁できている」を合わせた割合はおおむね50%を超えているものの、「300人以上」は44.5%と50%を下回った。また、「あまり転嫁できていない」及び「全く転嫁できていない」を合わせた割合は、「300人以上」が33.4%で最も高く、次いで「50~99人」が32.3%、「10人未満」が31.0%であった(第3-2-1-21図)。

第3-2-1-21図 規模別価格転嫁の状況(事業場調査)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(2) メディア業界の調査

全国のメディア業界（放送・映像関連業、新聞関連業、出版関連業、広告関連業）の会社役員等を含む就業者 768 人及び 424 事業場から、令和 5 年 2 月から 3 月までの状況について回答を得た。

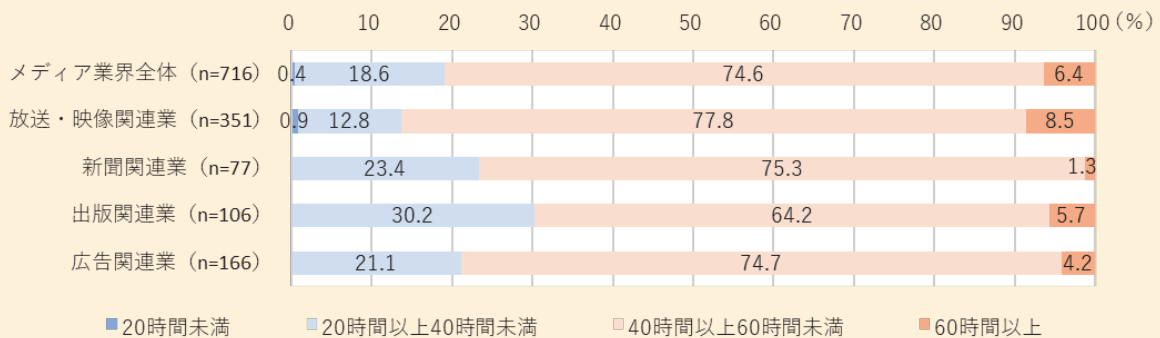
就業者のうち、業種別では、放送・映像関連業 375 人、新聞関連業 79 人、出版関連業 114 人、広告関連業 182 人、就業形態別では、労働者は 690 人、会社役員等は 4 人、性別では、男性は 470 人、女性は 287 人であった。

事業場の業種別では、放送・映像関連業 191 事業場、新聞関連業 42 事業場、出版関連業 71 事業場、広告関連業 116 事業場であった。

(労働時間の状況)

1 週間当たりの実労働時間をみると、メディア業界全体では、「60 時間以上」の就業者の割合は 6.4%であった。業種別にみると、「60 時間以上」の就業者の割合が最も高かったのは「放送・映像関連業」の 8.5%、最も低かったのは「新聞関連業」の 1.3%であった（第 3-2-2-1 図）。

第 3-2-2-1 図 業種別 1 週間当たりの実労働時間数（メディア業界、就業者調査）

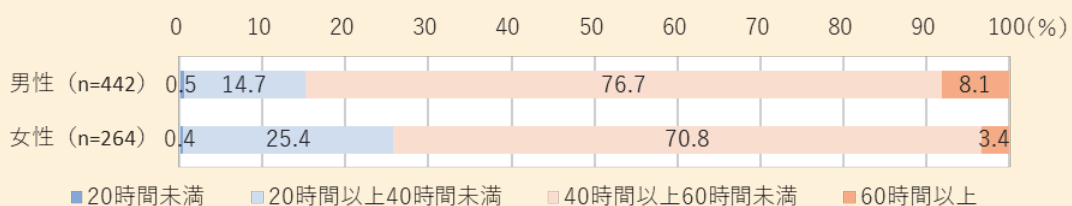


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和 4 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 自営業者等及び会社役員は、就業時間を労働時間として算出。

男女別に 1 週間当たりの実労働時間をみると、男性の方が実労働時間が長い傾向にあり、「60 時間以上」の就業者は男性が 8.1%、女性が 3.4%であった（第 3-2-2-2 図）。

第 3-2-2-2 図 性別 1 週間当たりの実労働時間数（メディア業界、就業者調査）

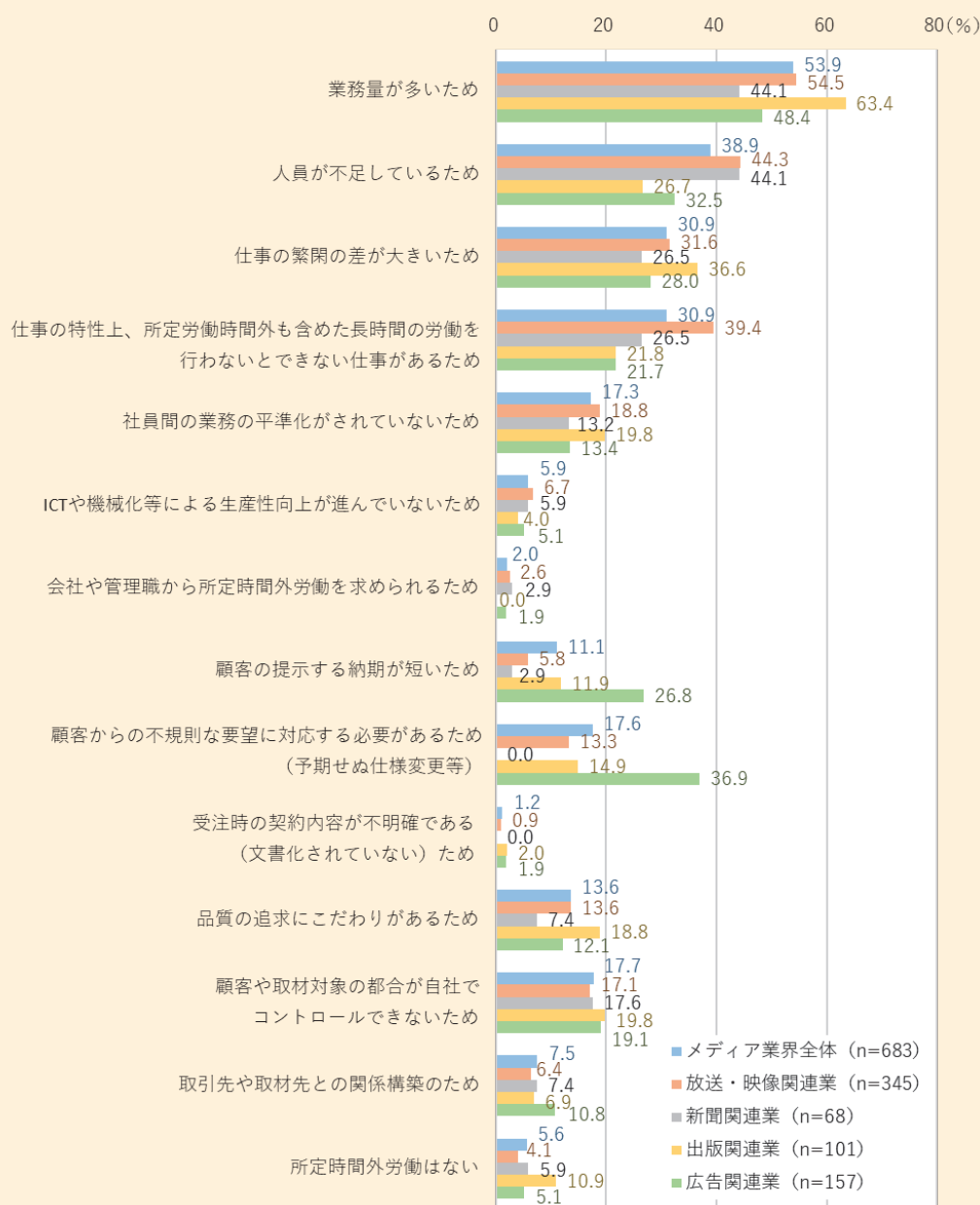


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和 4 年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 自営業者等及び会社役員は、就業時間を労働時間として算出。

時間外労働が生じる理由をみると、総じて「業務量が多いため」、「人員が不足しているため」、「仕事の繁忙の差が大きい」と及び「仕事の特性上、所定労働時間外も含めた長時間の労働を行わないとできない仕事があるため」が上位であった。時間外労働が生じる理由別に業種を比較すると、「業務量が多いため」では、「出版関連業」が他の業種より高かった一方で、「人員が不足しているため」では、「出版関連業」は他の業種より低かった。「仕事の特性上、所定労働時間外も含めた長時間の労働を行わないとできない仕事があるため」では、「放送・映像関連業」が他の業種より高かった。「顧客の提示する納期が短い」と及び「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため（予期せぬ仕様変更等）」では、「広告関連業」が他の業種より高かった（第3-2-2-3図）。

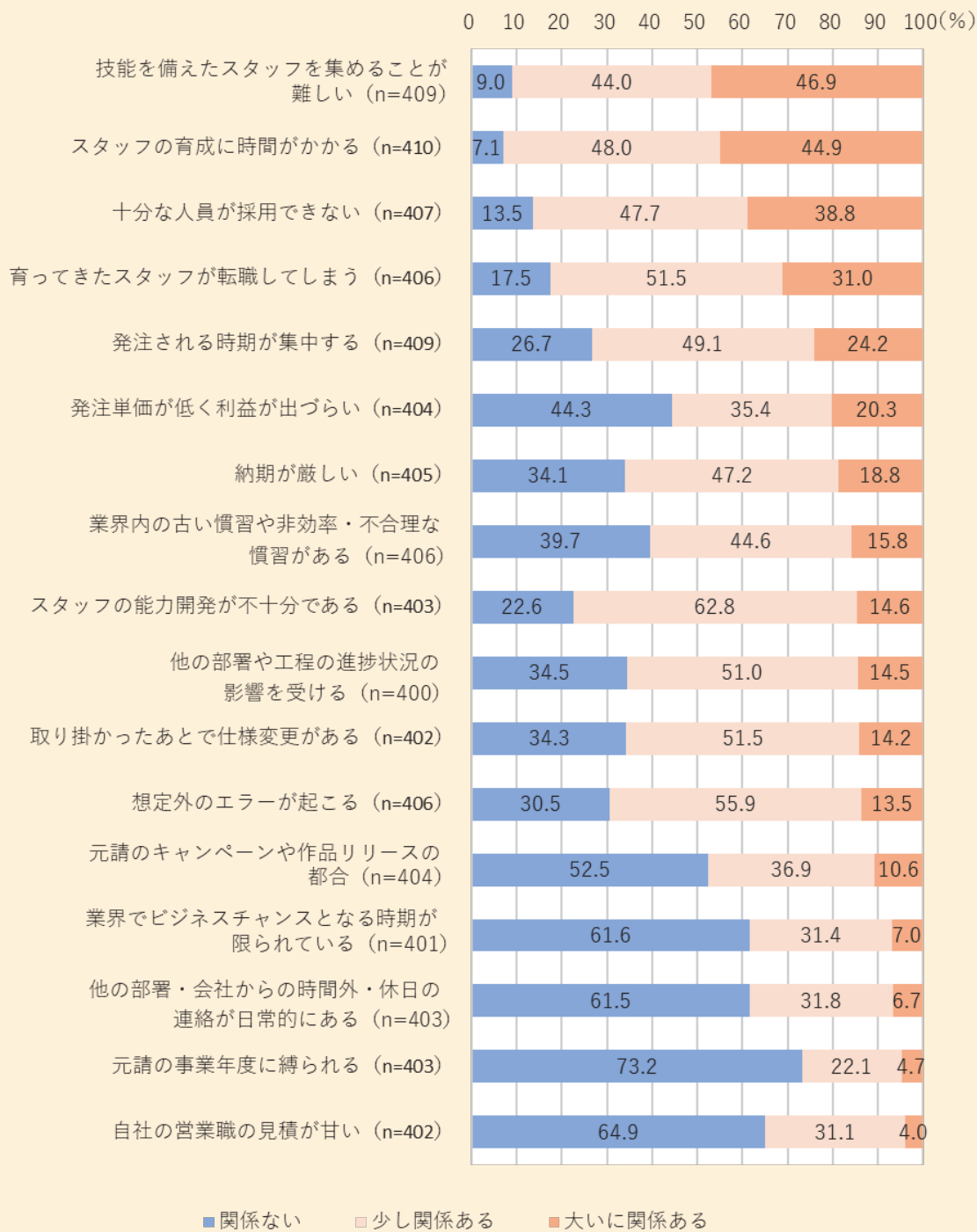
第3-2-2-3図 業種別時間外労働が生じる理由（メディア業界、就業者調査）



（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

時間外労働が生じる理由と関係する業界特有の事情をみると、「大いに関係ある」の割合が高いのは、「技能を備えたスタッフを集めることが難しい」（46.9%）、次いで「スタッフの育成に時間がかかる」（44.9%）、「十分な人員が採用でいない」（38.8%）、「育ってきたスタッフが転職してしまう」（31.0%）、「発注される時期が集中する」（24.2%）であった（第3-2-2-4図）。

第3-2-2-4図 時間外労働が生じる理由と関係する業界特有の事情（メディア業界、事業場調査）

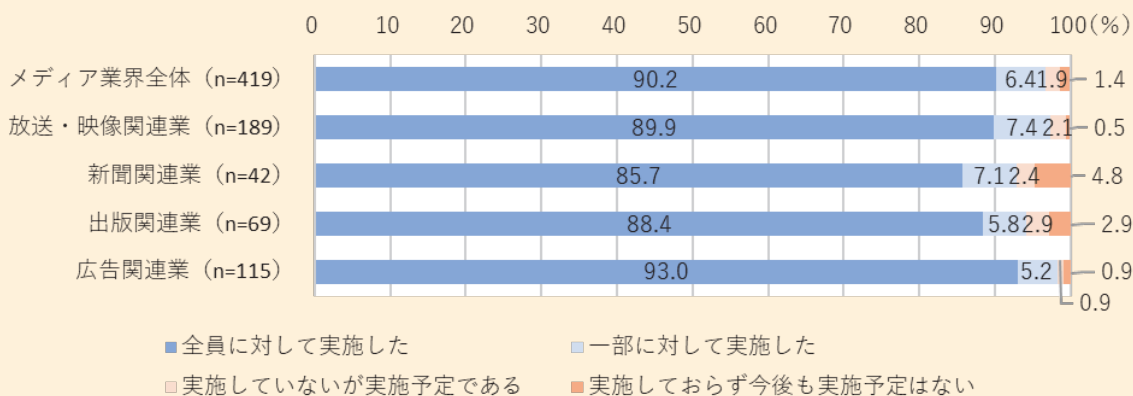


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(健康診断、ストレスチェックの状況)

直近1年間の定期健康診断について、「全員に対して実施した」及び「一部に対して実施した」を合わせた割合はいずれの業種でも90%以上であり、定期健康診断はおおむね実施されていた。なお、「新聞関連業」では「実施しておらず今後も実施予定はない」が4.8%であった(第3-2-2-5図)。

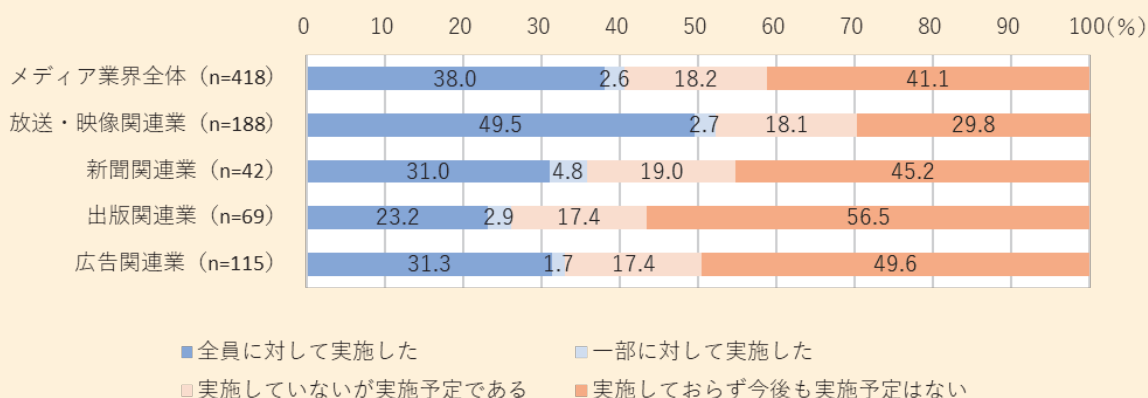
第3-2-2-5図 業種別定期健康診断の実施状況(メディア業界、事業場調査)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

直近1年間のストレスチェックについて、「全員に対して実施した」の割合が最も高いのは「放送・映像関連業」の49.5%、次いで「広告関連業」の31.3%、「新聞関連業」の31.0%であった。また、「一部に対して実施した」及び「実施していないが実施予定である」も加えると、いずれの業種もおおむね50%以上でストレスチェックを実施又は実施予定であった(第3-2-2-6図)。

第3-2-2-6図 業種別ストレスチェックの実施状況(メディア業界、事業場調査)

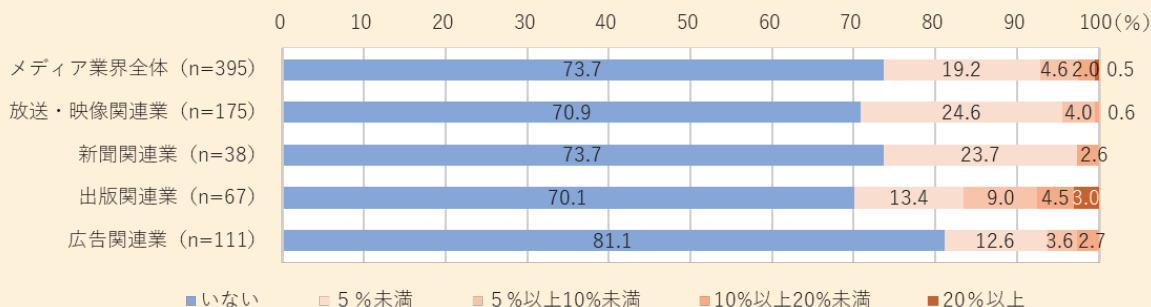


(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(メンタルヘルス不調を原因とする休職者の状況)

直近1年間のメンタルヘルス不調を原因とする休職者の割合をみると、メディア業界のいずれの業種でも休職者は「いない」が70%以上である一方、「出版関連業」は、「5%以上10%未満」が9.0%、「10%以上20%未満」が4.5%、「20%以上」が3.0%と最もメンタルヘルス不調を原因とする休職者割合が高かった(第3-2-2-7図)。

第3-2-2-7図 業種別メンタルヘルス不調を原因とする休職者割合(メディア業界、事業場調査)



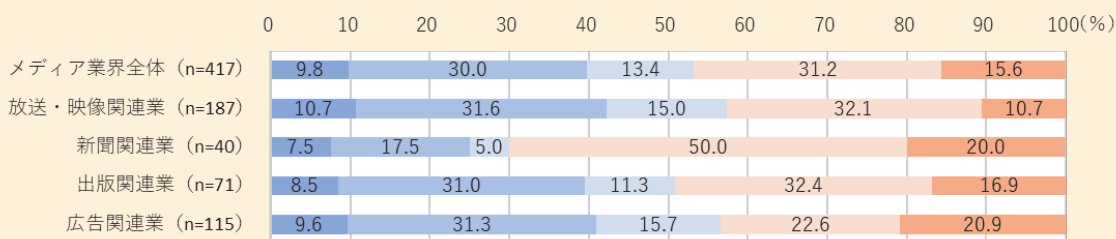
(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(勤務間インターバルの状況)

勤務間インターバルの導入状況をみると、導入予定・導入の検討中も含め、最も割合が高いのは、「放送・映像関連業」の57.3%、次いで「広告関連業」の56.6%であった。一方、「制度・仕組みを有しておらず、今後導入予定もない」の割合が最も高いのは、「新聞関連業」の50.0%であった。

また、「そもそも制度・仕組みを知らなかった」割合は、「広告関連業」が20.9%で最も高く、次いで「新聞関連業」の20.0%、「出版関連業」の16.9%であった(第3-2-2-8図)。

第3-2-2-8図 業種別勤務間インターバルの導入状況(メディア業界、事業場調査)

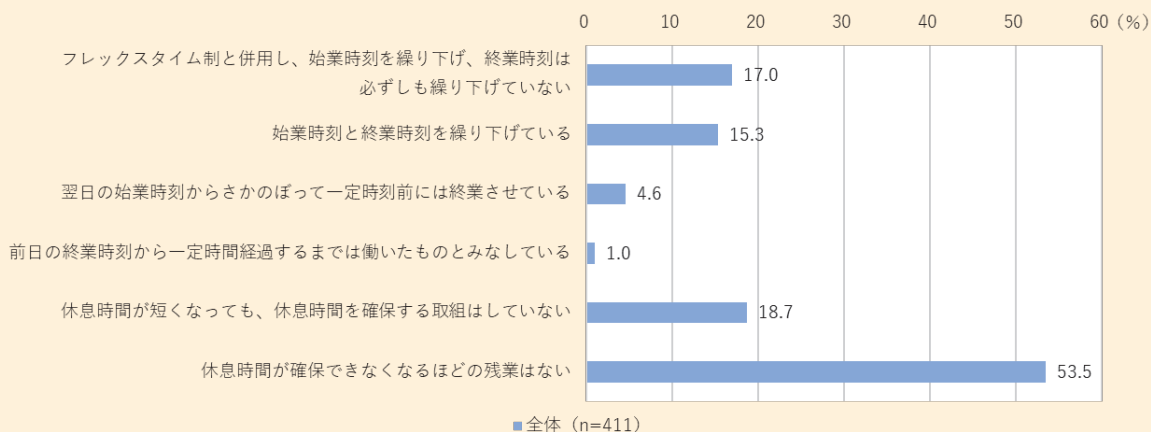


- 労働協約、労使協定または就業規則によって、勤務間インターバルの制度が定められている
- 規則では定められていないが、勤務間インターバルを確保できるように考慮している
- 制度・仕組みを有していないが、今後導入予定・導入の検討中である
- 制度・仕組みを有しておらず、今後導入予定もない
- そもそも制度・仕組みを知らなかった

(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

勤務間インターバルの運用方法をみると、「フレックスタイム制と併用し、始業時刻を繰り下げ、終業時刻は必ずしも繰り下げしていない」が17.0%、「始業時刻と終業時刻を繰り下げている」が15.3%であった。一方、「休息時間が短くなっても、休息時間を確保する取組はしていない」が18.7%、「休息時間が確保できなくなるほどの残業はない」が53.5%であった（第3-2-2-9図）。

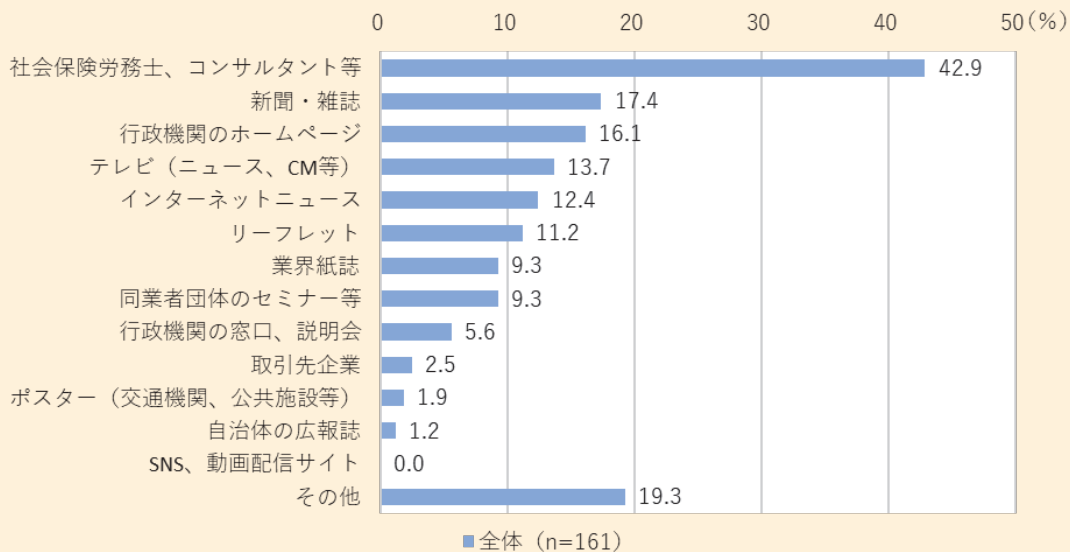
第3-2-2-9図 勤務間インターバルの運用方法（メディア業界、事業場調査）



（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

勤務間インターバルを認知した媒体をみると、「社会保険労務士、コンサルタント等」が42.9%で最も高く、次いで「新聞・雑誌」が17.4%、「行政機関のホームページ」が16.1%、「テレビ（ニュース、CM等）」が13.7%、「インターネットニュース」が12.4%であった（第3-2-2-10図）。

第3-2-2-10図 勤務間インターバルの認知媒体（メディア業界、事業場調査）

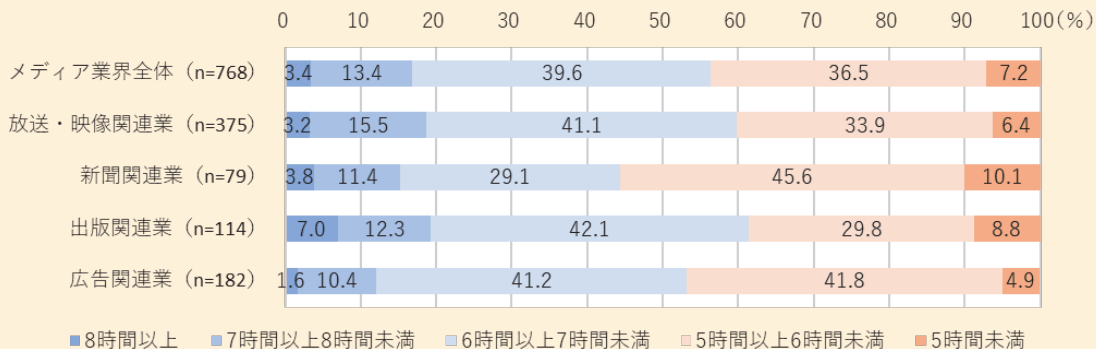


（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(睡眠時間の状況)

1日の平均的な睡眠時間の状況をみると、「5時間未満」の割合が高いのは、「新聞関連業」(10.1%)、次いで「出版関連業」(8.8%)であった。一方、「出版関連業」は、「8時間以上」の割合が7.0%で最も高かった(第3-2-2-11図)。

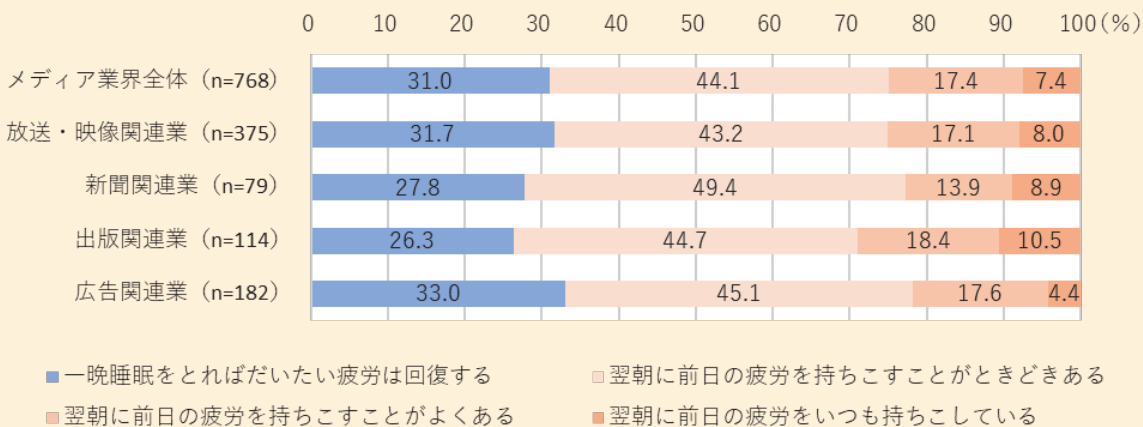
第3-2-2-11図 業種別1日の平均的な睡眠時間(メディア業界、就業者調査)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

疲労の持ちこし頻度をみると、「翌日に前日の疲労をいつも持ちこしている」者の割合が高いのは、「出版関連業」(10.5%)、次いで「新聞関連業」(8.9%)であった。一方、「一晩睡眠をとればだいたい疲労は回復する」者の割合が高いのは、「広告関連業」(33.0%)、次いで「放送・映像関連業」(31.7%)であった(第3-2-2-12図)。

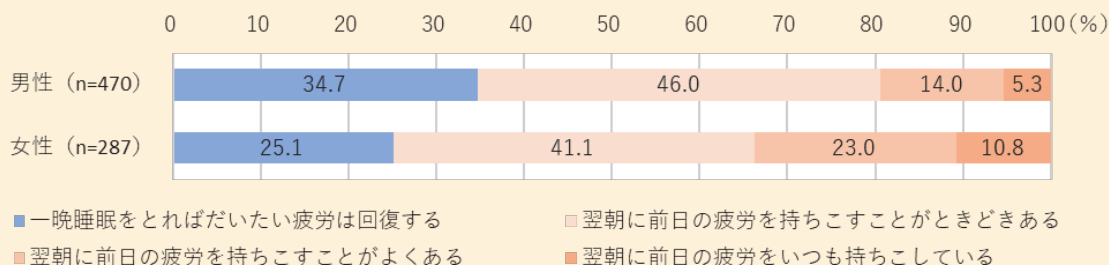
第3-2-2-12図 業種別疲労の持ちこし頻度(メディア業界、就業者調査)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

男女別に疲労の持ちこし頻度をみると、女性の方が、翌日に前日の疲労を持ちこす傾向が高く、「翌朝に前日の疲労を持ちこすことがよくある」が23.0%、「翌朝に前日の疲労をいつも持ちこしている」が10.8%であった（第3-2-2-13図）。

第3-2-2-13図 性別疲労の持ちこし頻度（メディア業界、就業者調査）

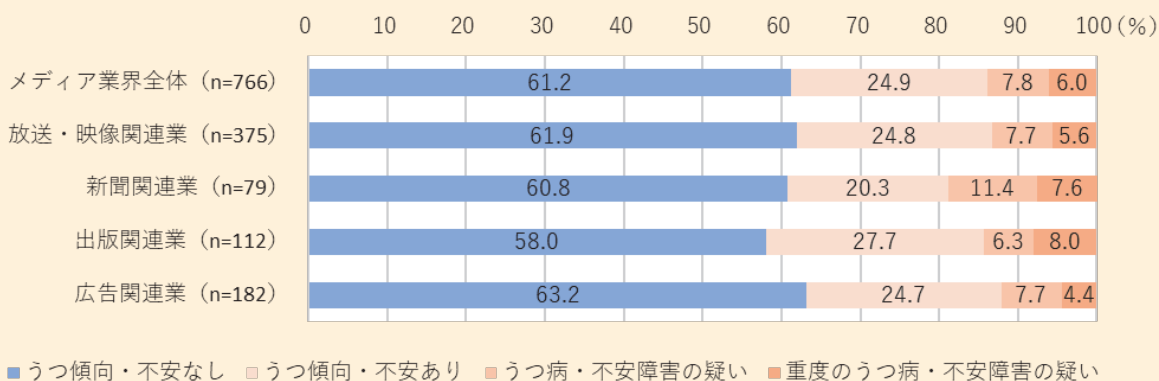


（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（うつ傾向・不安の状況）

うつ傾向・不安（K6）をみると、どの業種もおおむね同様の傾向であるが、「重度のうつ病・不安障害疑い」がある者の割合が高いのは、「出版関連業」の8.0%、次いで「新聞関連業」の7.6%であった。一方、「うつ傾向・不安なし」の者の割合が高いのは、「広告関連業」の63.2%、次いで「放送・映像関連業」の61.9%であった（第3-2-2-14図）。

第3-2-2-14図 業種別うつ傾向・不安（メディア業界、就業者調査）

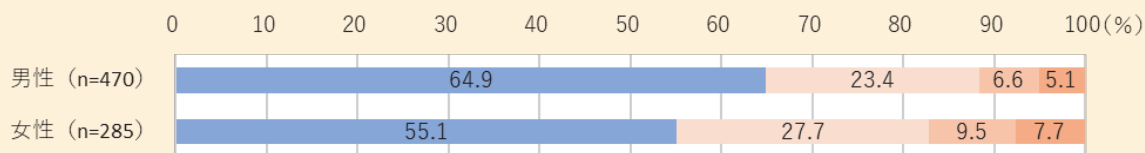


（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（注）K6は、米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。6つの質問について5段階（「まったくない」（0点）、「少しだけ」（1点）、「ときどき」（2点）、「たいてい」（3点）、「いつも」（4点））で点数化し、合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとしてされている。

男女別にうつ傾向・不安（K6）をみると、女性の方がうつ傾向・不安の割合が高い傾向があり、「うつ病・不安障害の疑い」がある者は9.5%、「重度のうつ病・不安障害の疑い」がある者は7.7%であった（第3-2-2-15図）。

第3-2-2-15図 性別うつ傾向・不安（メディア業界、就業者調査）



■うつ傾向・不安なし □うつ傾向・不安あり ■うつ病・不安障害の疑い ■重度のうつ病・不安障害の疑い

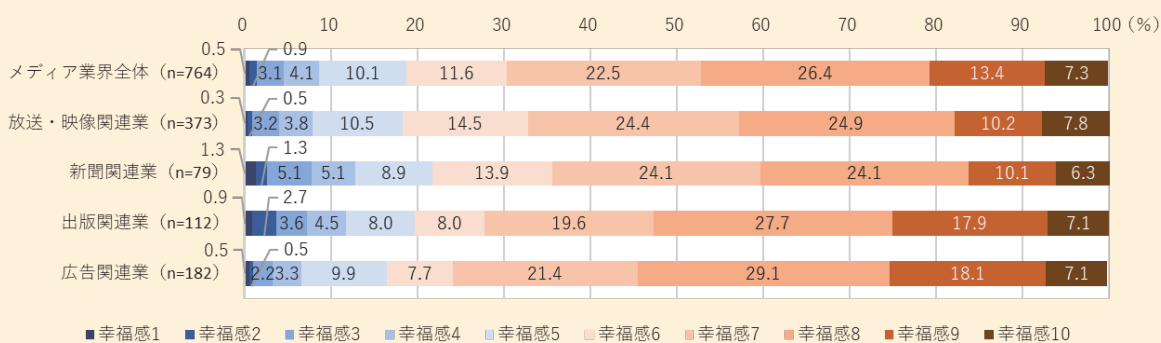
（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（注）K6は、米国の Kessler らによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。6つの質問について5段階（「まったくない」（0点）、「少しだけ」（1点）、「ときどき」（2点）、「たいてい」（3点）、「いつも」（4点））で点数化し、合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされている。

（主観的幸福感の状況）

主観的幸福感をみると、総じて「幸福感8」以上の割合が高く、「メディア業界全体」では47.1%であった。業種別にみると、「放送・映像関連業」が42.9%、「新聞関連業」が40.5%、「出版関連業」が52.7%、「広告関連業」が54.3%であった（第3-2-2-16図）。

第3-2-2-16図 業種別主観的幸福感（メディア業界、就業者調査）



（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（注）主観的幸福感とは、内閣府「国民生活選好度調査」でも用いられる指標で、「とても不幸せ」～「とても幸せ」の10段階評価で、より高い得点が、主観的幸福度が高いことを表す。

(ハラスメント等の経験の状況)

ハラスメント等の経験をみると、「上司から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」は「出版関連業」(8.3%)、「上司とのトラブルがあった」は「新聞関連業」(5.3%)、「セクシュアルハラスメントを受けた」は「放送・映像関連業」(1.7%)、「カスタマーハラスメントを受けた」は「出版関連業」(5.5%)が、それぞれ最も割合が高かった(第3-2-2-17図)。

第3-2-2-17図 業種別ハラスメント等の経験(メディア業界、就業者調査)

	上司から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	上司とのトラブルがあった	セクシュアルハラスメントを受けた	カスタマーハラスメントを受けた
メディア業界全体 (n=734)	6.5	4.6	1.2	3.7
放送・映像関連業 (n=355)	7.0	5.1	1.7	4.8
新聞関連業 (n=76)	3.9	5.3	1.3	2.6
出版関連業 (n=109)	8.3	3.7	0.9	5.5
広告関連業 (n=176)	4.5	4.0	0.0	1.1

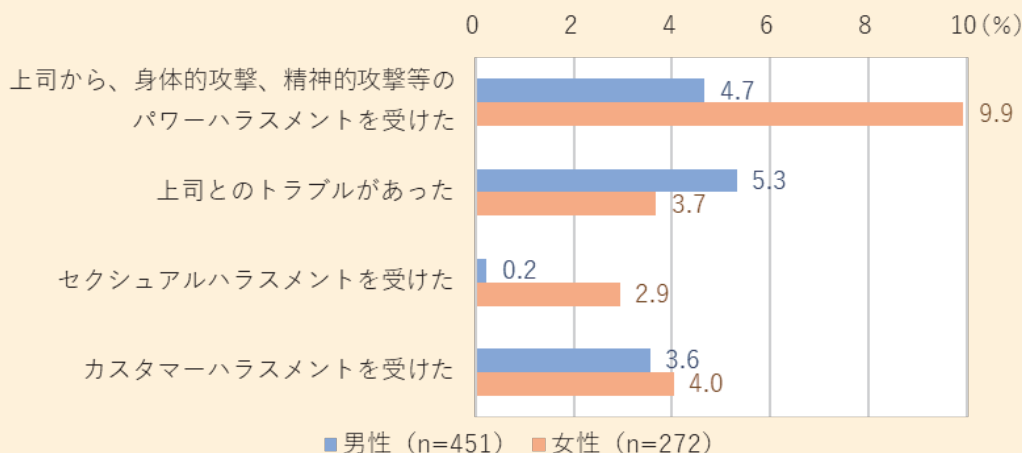
(単位：%)

(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 過去1年間に経験したものを。

男女別にハラスメント等の経験をみると、「上司から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」は、男性4.7%、女性9.9%、「セクシュアルハラスメントを受けた」は、男性0.2%、女性2.9%で、女性の方が特に高かった。一方で、「上司とのトラブルがあった」は男性5.3%、女性3.7%で、男性の方が高かった(第3-2-2-18図)。

第3-2-2-18図 性別ハラスメント等の経験(メディア業界、就業者調査)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

(注) 過去1年間に経験したものを。

(3) 芸術・芸能従事者（実演家）の調査

芸術・芸能の各分野（俳優、演劇、音楽、美術、伝統芸能等）の主要な団体に所属し、個人事業主（芸能事務所等とのマネジメント契約のある者を含む）として又は雇用契約等に基づき活動する芸術・芸能従事者（実演家）640人から、令和4年10月から12月までの状況について回答を得た。

職種別では、俳優・スタントマンが108人（16.7%）、声優・アナウンサーが35人（5.4%）、伝統芸能が148人（22.9%）、音楽・舞踊・演芸が183人（28.3%）、美術家が97人（15.0%）、文筆・クリエイターが66人（10.2%）であった。性別では、男性が327人（51.2%）、女性が297人（46.5%）であった。なお、職種は複数回答があるため、延べ人数である。

（仕事に対する裁量の有無の状況）

職種別に仕事に対する裁量の有無の割合をみると、裁量度合が最も低いのは、「声優・アナウンサー」（「仕事を受けるか否か自分で決めることができる」が48.6%、「仕事を拒否すると今後他の仕事のオファーが来なくなるおそれがあるので、仕事を受けるか否かを自分で決めることができない」が45.7%、「仕事の発注者（所属事務所、画廊など）からは、他社や他の芸能事務所等の仕事を受けないように言われている」が31.4%など）であった。一方、裁量度合が最も高いのは、「美術家」（「楽屋・アトリエ・制作現場等に入る時間、出る時間、休憩時間は自分で決めることができる」が61.9%、「受けた仕事をするにあたり、必要に応じて、補助者（専属スタッフ、アシスタント等）をつけたり、従事する人数を増やしたりすることを自分で決めることができる」が58.8%など）であった（第3-2-3-1図）。

第3-2-3-1図 職種別仕事に対する裁量の有無（芸術・芸能従事者（実演家）調査）

	仕事を受けるか否かを自分で決めることができる	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない	仕事を受けるか否かを自分で決めることができない
実演家職種全体 (n=637)	85.7	15.5	55.4	29.0	19.2	25.6	36.4	46.2	70.2	5.8				
俳優・スタントマン (n=108)	90.7	15.7	56.5	8.3	6.5	11.1	32.4	53.7	62.0	16.7				
声優・アナウンサー (n=35)	48.6	45.7	51.4	2.9	2.9	2.9	20.0	62.9	60.0	31.4				
伝統芸能 (n=148)	83.1	14.9	50.7	31.1	27.0	20.9	32.4	36.5	73.0	0.0				
音楽・舞踊・演芸 (n=183)	84.2	10.9	59.6	24.6	18.6	24.0	37.2	38.3	73.8	2.7				
美術家 (n=97)	94.8	18.6	58.8	61.9	30.9	58.8	37.1	53.6	68.0	2.1				
文筆・クリエイター (n=66)	93.9	9.1	50.0	36.4	15.2	27.3	57.6	57.6	75.8	1.5				

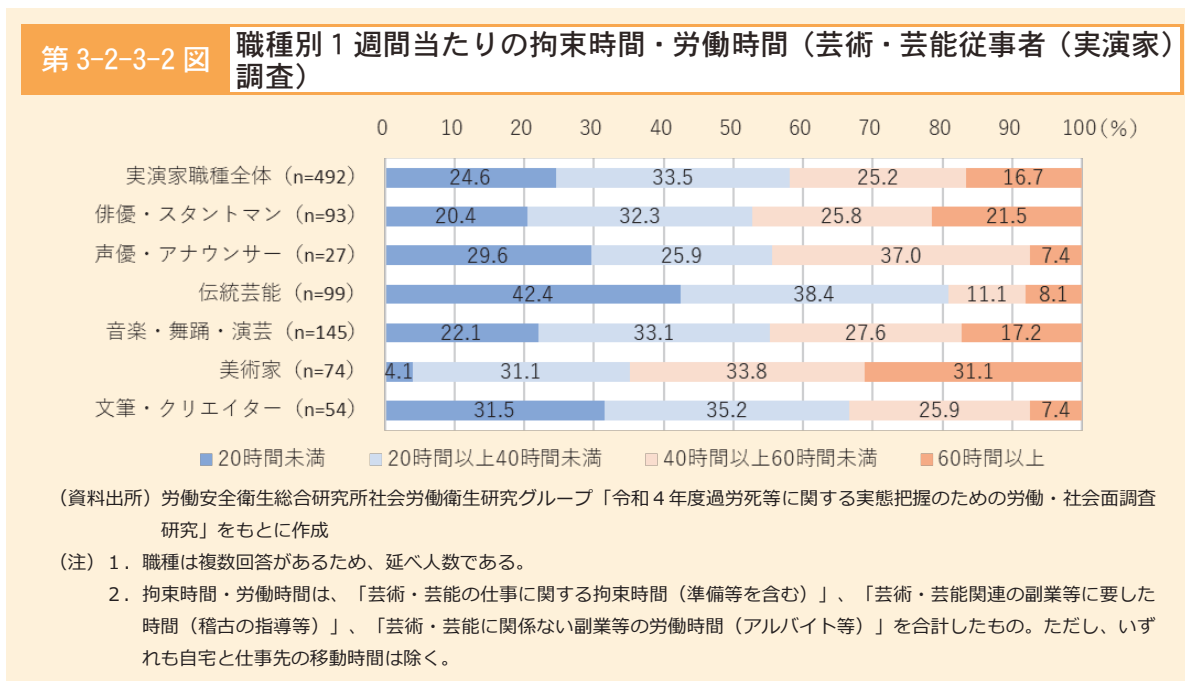
(単位: %)

(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

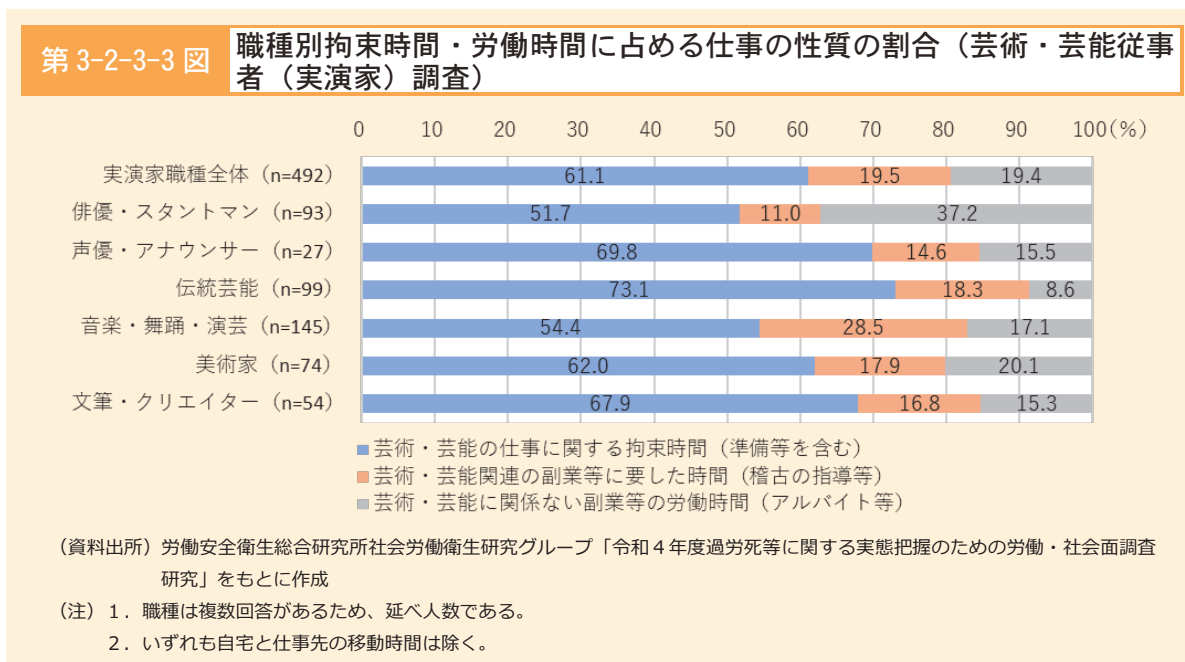
- (注) 1. 職種は複数回答があるため、延べ人数である。
 2. 所属事務所を通じて仕事を受ける場合は、所属事務所と回答者との関係について回答を求めたもの。
 3. 青は大きいほど裁量度合が高い者が多く、赤は大きいほど裁量度合が低い者が多いことを示す。

(拘束時間・労働時間の状況)

職種別に1週間当たりの拘束時間・労働時間をみると、「60時間以上」の割合が高いのは、「美術家」の31.1%、次いで「俳優・スタントマン」の21.5%であった。一方、「20時間未満」の割合が高いのは、「伝統芸能」の42.4%、次いで「文筆・クリエイター」の31.5%であった(第3-2-3-2図)。

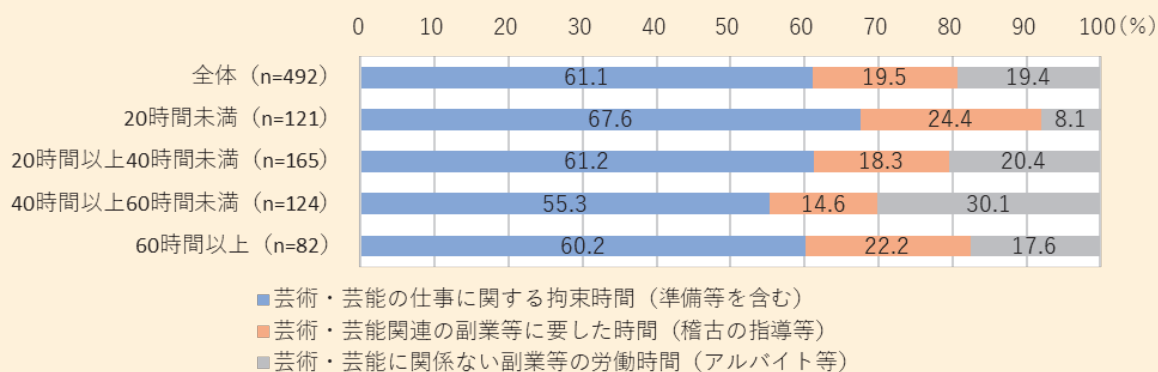


職種別に拘束時間・労働時間に占める仕事の性質の割合をみると、「芸術・芸能の仕事に関する拘束時間(準備等を含む)」の割合が高いのは、「伝統芸能」の73.1%、次いで「声優・アナウンサー」の69.8%であった。一方、「芸術・芸能に関係ない副業等の労働時間(アルバイト等)」の割合が高いのは、「俳優・スタントマン」の37.2%、次いで「美術家」の20.1%であった(第3-2-3-3図)。



1週間当たりの拘束時間・労働時間別に拘束時間・労働時間に占める仕事の性質の割合をみると、「芸術・芸能の仕事に関する拘束時間（準備等を含む）」の割合が高いのは、「20時間未満」の67.6%、次いで「20時間以上40時間未満」の61.2%であった。一方、「芸術・芸能に関係ない副業等の労働時間（アルバイト等）」の割合が高いのは、「40時間以上60時間未満」の30.1%、次いで「20時間以上40時間未満」の20.4%であった（第3-2-3-4図）。

第3-2-3-4図 1週間当たりの拘束時間・労働時間別拘束時間・労働時間に占める仕事の性質の割合（芸術・芸能従事者（実演家）調査）

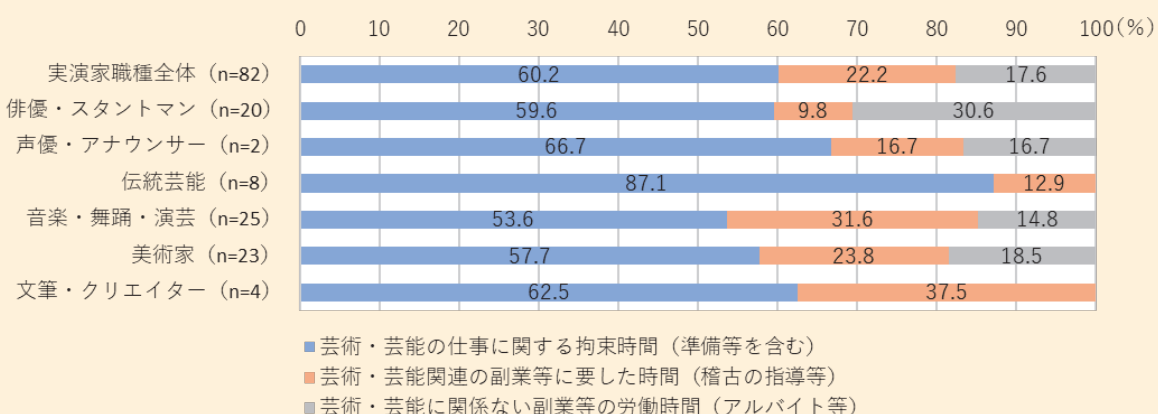


（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

（注）いずれも自宅と仕事先の移動時間は除く。

拘束時間・労働時間が週60時間以上の者について、職種別に拘束時間・労働時間に占める仕事の性質の割合をみると、「芸術・芸能の仕事に関する拘束時間（準備等を含む）」の割合が高いのは、「伝統芸能」の87.1%、次いで「声優・アナウンサー」の66.7%であった。一方、「芸術・芸能に関係ない副業等の労働時間（アルバイト等）」の割合が高いのは、「俳優・スタントマン」の30.6%、次いで「美術家」の18.5%であった（第3-2-3-5図）。

第3-2-3-5図 職種別週60時間以上の者の拘束時間・労働時間に占める仕事の性質の割合（芸術・芸能従事者（実演家）調査）

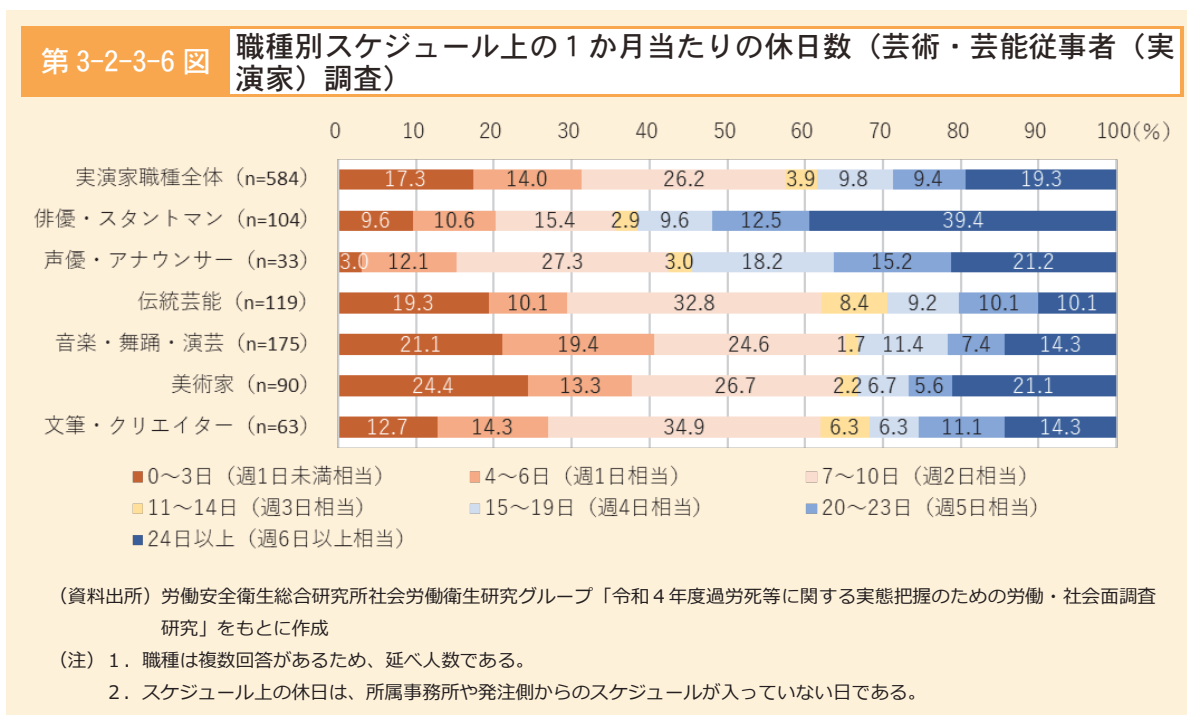


（資料出所）労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

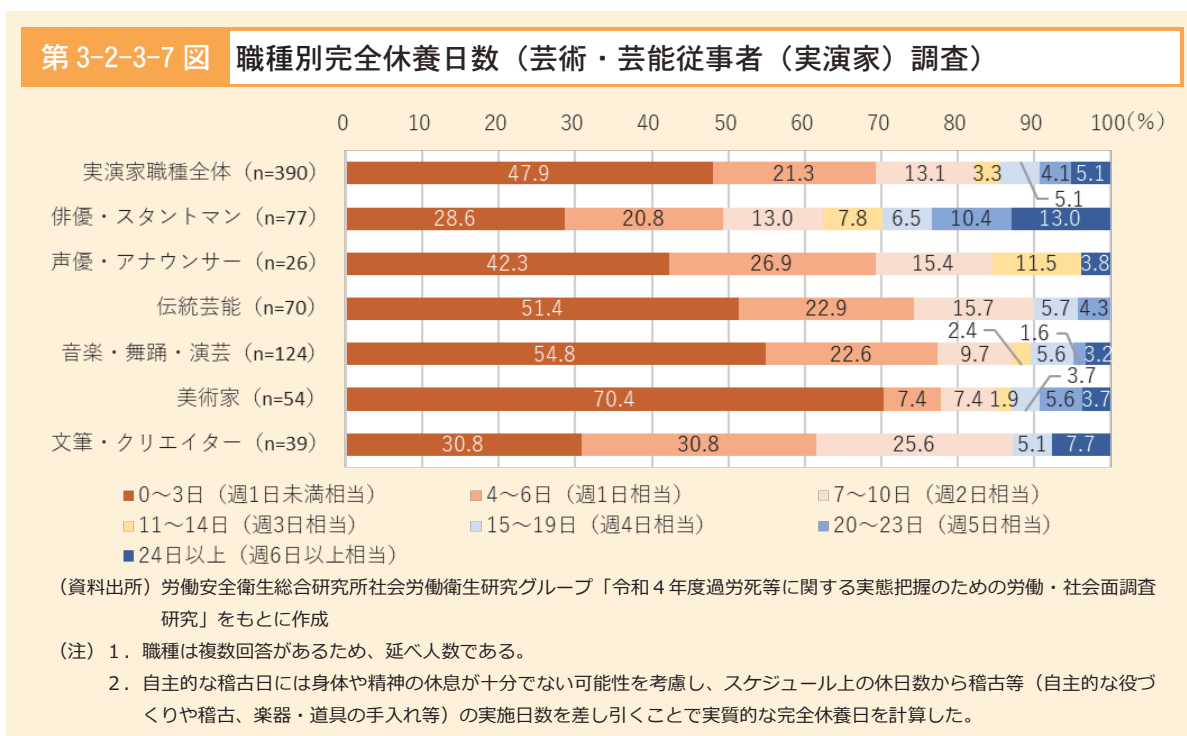
（注）1. 職種は複数回答があるため、延べ人数である。

2. いずれも拘束時間・労働時間の合計が週60時間以上の者で、自宅と仕事先の移動時間は除く。

職種別にスケジュール上の1か月当たりの休日数をみると、「7～10日（週2日相当）」以上の割合が高いのは、「声優・アナウンサー」の84.9%、次いで「俳優・スタントマン」の79.8%であった。一方、「0～3日（週1日未満相当）」の割合が高いのは、「美術家」の24.4%、次いで「音楽・舞踊・演芸」の21.1%であった（第3-2-3-6図）。



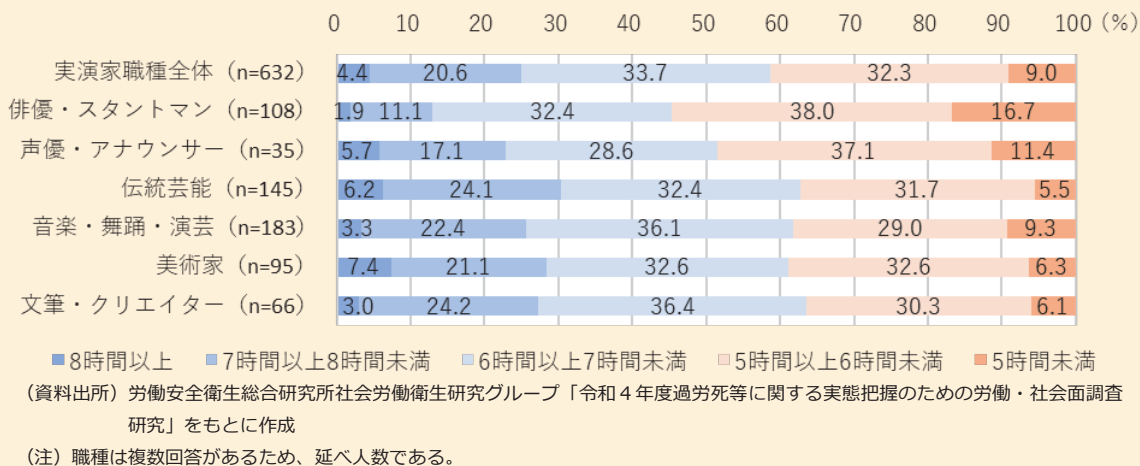
職種別に完全休養日数をみると、「7～10日（週2日相当）」以上の割合が高いのは、「俳優・スタントマン」の50.6%、次いで「文筆・クリエイター」の38.5%であった。一方、「0～3日（週1日未満相当）」の割合が高いのは、「美術家」の70.4%、次いで「音楽・舞踊・演芸」の54.8%であった（第3-2-3-7図）。



(睡眠時間の状況)

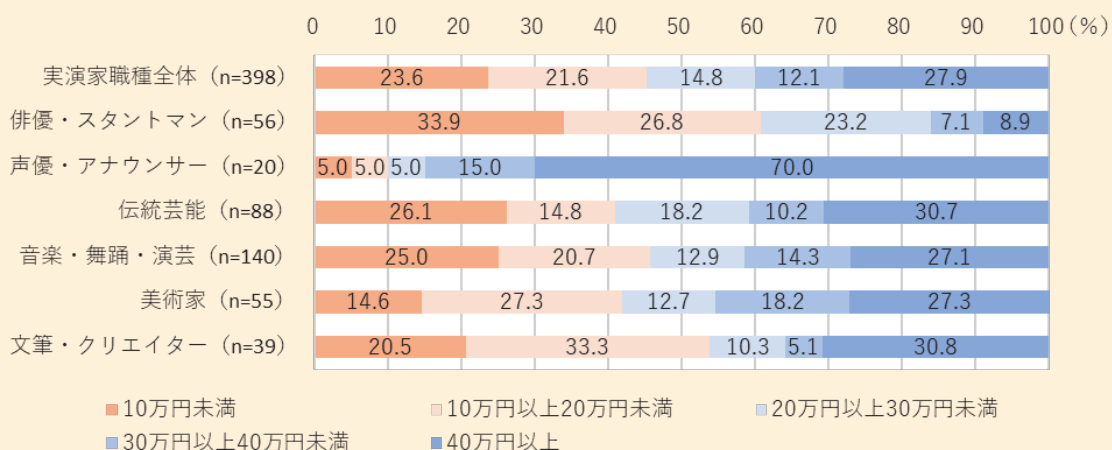
職種別に1日の平均的な睡眠時間をみると、「5時間未満」の割合が高いのは、「俳優・スタントマン」の16.7%、次いで「声優・アナウンサー」の11.4%であった。一方、「7時間以上8時間未満」と「8時間以上」を合わせた割合が高いのは、「伝統芸能」の30.3%、次いで「美術家」の28.5%であった(第3-2-3-8図)。

第3-2-3-8図 職種別1日の平均的な睡眠時間(芸術・芸能従事者(実演家)調査)



職種別に芸術・芸能関係の仕事による1か月の収入額をみると、「声優・アナウンサー」は「40万円以上」の割合が高く(70.0%)、「10万円未満」の割合が低かった(5.0%)。一方、「俳優・スタントマン」は「40万円以上」の割合が最も低く(8.9%)、「10万円未満」の割合が高かった(33.9%)(第3-2-3-9図)。

第3-2-3-9図 職種別芸術・芸能関係の仕事による1か月の収入額(芸術・芸能従事者(実演家)調査)

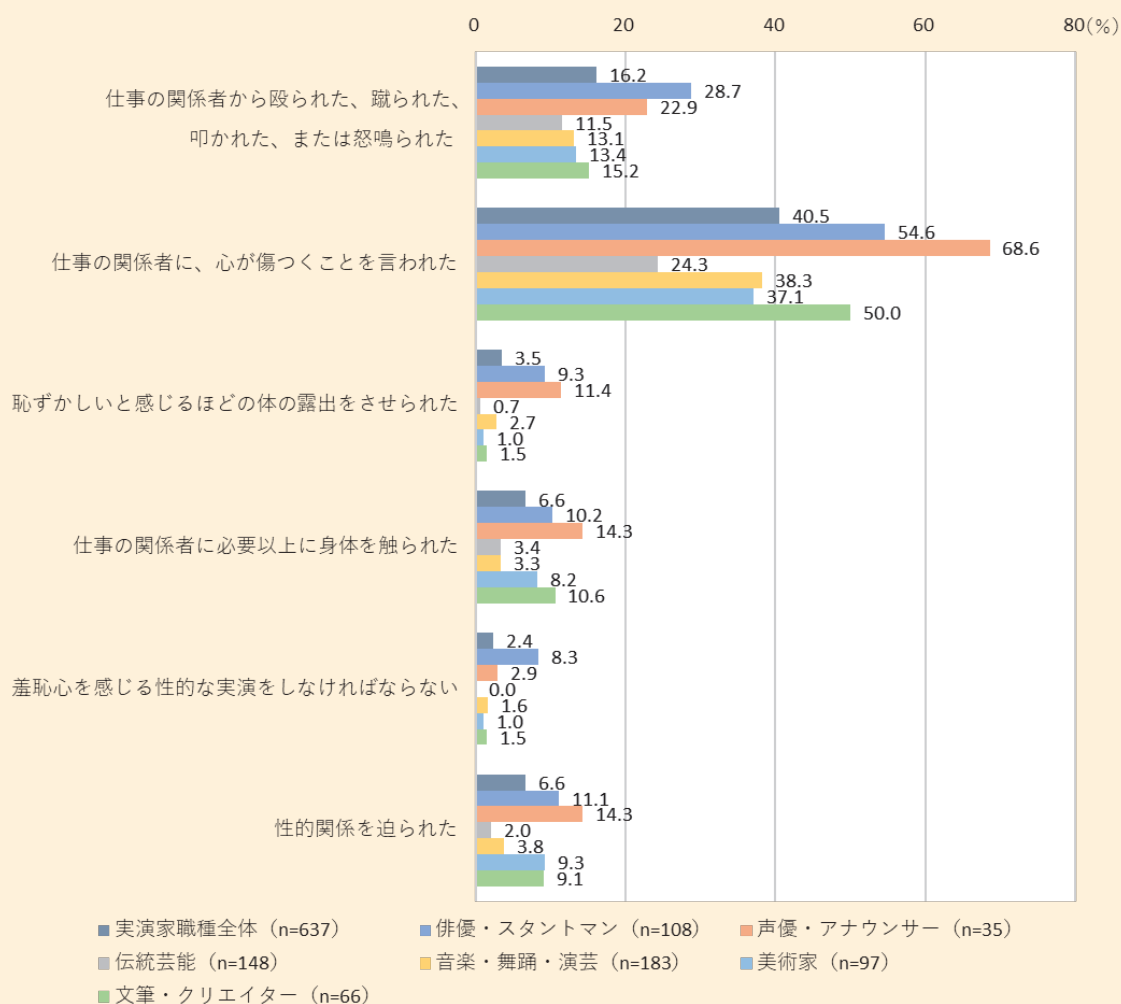


(ハラスメントの経験の状況)

職種別にハラスメントの経験をみると、「仕事の関係者から殴られた、蹴られた、叩かれた、または怒鳴られた」は、「俳優・スタントマン」の28.7%が最も高く、次いで「声優・アナウンサー」の22.9%であった。「仕事の関係者に、心が傷つくことを言われた」は、「声優・アナウンサー」の68.6%が最も高く、次いで「俳優・スタントマン」の54.6%、「文筆、クリエイター」の50.0%であった。

「恥ずかしいと感じるほどの体の露出をさせられた」は、「声優・アナウンサー」の11.4%が最も高く、次いで「俳優・スタントマン」の9.3%であった。「仕事の関係者に必要以上に身体を触られた」は、「声優・アナウンサー」の14.3%が最も高く、次いで「文筆、クリエイター」の10.6%、「俳優・スタントマン」の10.2%であった。「羞恥心を感じる性的な実演をしなければならない」は、「俳優・スタントマン」の8.3%が最も高く、次いで「声優・アナウンサー」の2.9%であった、「性的関係を迫られた」は、「声優・アナウンサー」の14.3%が最も高く、次いで「俳優・スタントマン」の11.1%であった(第3-2-3-10図)。

第3-2-3-10図 職種別ハラスメントの経験(芸術・芸能従事者(実演家)調査)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

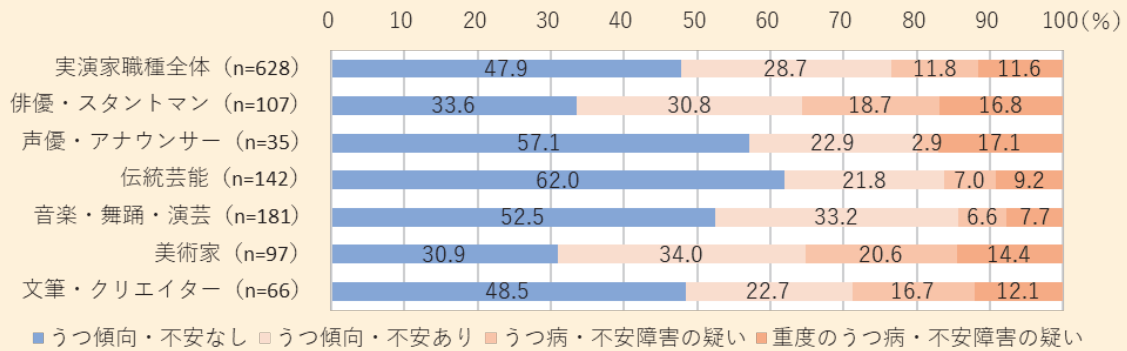
(注) 1. 職種は複数回答があるため、延べ人数である。

2. 過去1年間に経験したのものに限っていない。

(うつ傾向・不安の状況)

職種別うつ傾向・不安 (K6) をみると、「うつ病・不安障害の疑い」がある者及び「重度のうつ病・不安障害の疑い」がある者を合わせた割合が高いのは、「俳優・スタントマン」の35.5%、次いで「美術家」の35.0%であった。一方、「うつ傾向・不安なし」の者の割合が高いのは、「伝統芸能」の62.0%、次いで「声優・アナウンサー」の57.1%であった(第3-2-3-11図)。

第3-2-3-11図 職種別うつ傾向・不安(芸術・芸能従事者(実演家)調査)



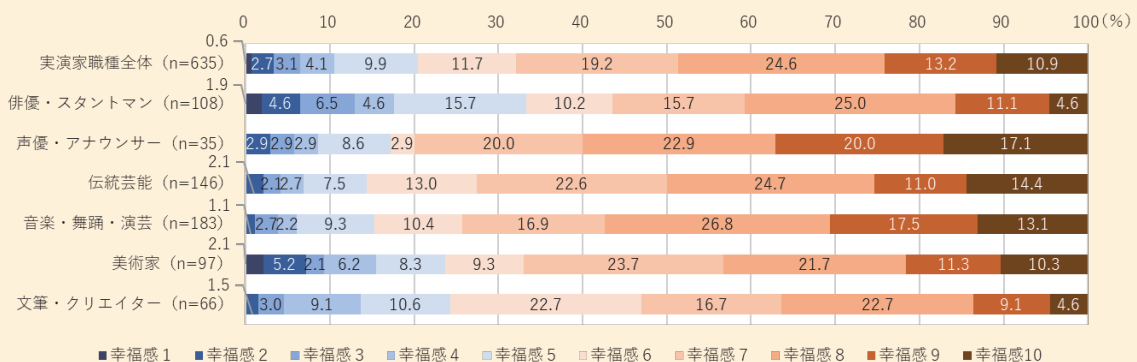
(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

- (注) 1. 職種は複数回答があるため、延べ人数である。
 2. K6は、米国のKesslerらによって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されている。6つの質問について5段階(「まったくない」(0点)、「少しだけ」(1点)、「ときどき」(2点)、「たいてい」(3点)、「いつも」(4点))で点数化し、合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされている。

(主観的幸福感の状況)

職種別に主観的幸福感をみると、「幸福感8」以上の割合は、「実演家職種全体」が48.7%、「俳優・スタントマン」が40.7%、「声優・アナウンサー」が60.0%、「伝統芸能」が50.1%、「音楽・舞踊・演芸」が57.4%、「美術家」が43.3%、「文筆・クリエイター」が36.4%であった(第3-2-3-12図)。

第3-2-3-12図 職種別主観的幸福感(芸術・芸能従事者(実演家)調査)



(資料出所) 労働安全衛生総合研究所社会労働衛生研究グループ「令和4年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面調査研究」をもとに作成

- (注) 1. 職種は複数回答があるため、延べ人数である。
 2. 主観的幸福感とは、内閣府「国民生活選好度調査」でも用いられる指標で、「とても不幸せ」～「とても幸せ」の10段階評価で、より高い得点が、主観的幸福度が高いことを表す。

(4) まとめ

令和4年度は、自営業者、会社役員を含む全業種の就業者及び事業場、大綱の重点業種等のひとつであるメディア業界（放送・映像関連業、新聞関連業、出版関連業、広告関連業）の就業者及び事業場、さらに重点業種等に準じた調査研究の対象として芸術・芸能従事者（実演家）について、アンケート調査を行った。

- ① 全業種の就業者について、令和3年度の調査と比較し、1週間当たりの実労働時間が60時間以上の者の割合は、全体では8.0%から7.5%に減少したが、業種別では、「サービス業（他に分類されないもの）」が7.0%から8.4%、「卸売業、小売業」が7.1%から8.2%、「教育、学習支援業」が8.2%から9.2%、「情報通信業」が4.1%から4.5%に増加した。また、「管理的職業従事者」が11.1%から12.5%、「運搬・清掃・包装等従事者」が5.2%から6.6%、「販売従事者」が8.7%から9.8%、「保健医療・介護サービス職業従事者」が2.4%から2.9%に増加した。新型コロナウイルス感染症による経済活動の低下から回復基調にある業種や職種、時間外労働の上限規制の適用によってそのしわ寄せが懸念される管理的職業従事者の労働時間の増加について、今後、特に注視していく必要がある。

疲労の持ちこし頻度や理想の睡眠時間と実際の睡眠時間の乖離時間に関して詳細に分析したところ、労働時間が長くなるほど翌朝に前日の疲労を持ちこす頻度が多く、翌朝に前日の疲労を持ちこす頻度が多いほどうつ傾向・不安を有する者等の割合が多い傾向がみられ、また、労働時間が長いほど理想の睡眠時間と実際の睡眠時間の乖離が大きく、その乖離が大きいほどうつ傾向・不安を有する者等の割合が多く、主観的幸福感は低い傾向がみられた。心身の健康を保持するためには、睡眠時間を確保し、疲労を翌日に持ちこさないことが重要な要素のひとつと考えられる。

- ② メディア業界の就業者について、1週間当たりの実労働時間が60時間以上の者の割合は、「放送・映像関連業」の8.5%を除き、全業種の就業者全体（7.5%）より低かった。時間外労働が生じる理由は、全業種の就業者全体とほぼ同様の傾向であるものの、「放送・映像関連業」では「仕事の特性上、所定労働時間外も含めた長時間労働を行わないとできない仕事があるため」等、「出版関連業」では「業務量が多いため」、「仕事の繁閑の差が大きい」、「品質の追求にこだわりがあるため」等、「広告関連業」では「顧客の提示する納期が短いため」、「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため（予期せぬ仕様変更等）」等がそれぞれメディア業界の他の業種より高かった。一方で、「新聞関連業」では「業務量が多いため」、「顧客の提示する納期が短いため」、「顧客からの不規則な要望に対応する必要があるため（予期せぬ仕様変更等）」、「品質の追求にこだわりがあるため」等、「出版関連業」では「人員が不足しているため」等がそれぞれメディア業界の他の業種より低かった。

定期健康診断及びストレスチェックの実施状況は全業種の事業場全体より割合は高く、メンタルヘルス不調を原因とする休職者が存在しない事業場の割合は全業種の事業場全体よりやや低かった。

疲労の持ちこし頻度は全業種の就業者全体よりやや高い傾向があるものの、主観的幸福感は全業種の就業者全体より高かった。

ハラスメント等の経験は、「カスタマーハラスメントを受けた」が男女とも全業種の就業者全体より高い割合を示しているほか、女性では「上司から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」及び「セクシュアルハラスメントを受けた」が全業種

の就業者全体より高く、男性では「上司とのトラブルがあった」が全業種の就業者全体より高かった。

メディア業界においては、これらの結果も参考にしつつ、業界及び業所管も含めた関係機関が協力し、その業種ごとの慣行や仕事の特性に応じた長時間労働対策、メンタルヘルス対策及びハラスメント対策など就業環境の改善に取り組んでいく必要がある。

- ③ 芸術・芸能従事者（実演家）について、仕事に対する裁量の有無では、「声優、アナウンサー」の裁量度合いが最も低く、「美術家」の裁量度合いが最も高かった。1週間当たりの拘束時間・労働時間が60時間以上の者は、「美術家」（31.1%）、「俳優・スタントマン」（21.5%）、「音楽・舞踊・演芸」（17.2%）、「伝統芸能」（8.1%）が、全業種の就業者全体（7.5%）より高かった。1週間当たりの拘束時間・労働時間が60時間以上の者の仕事の性質をみると、芸術・芸能関係が占める割合は、「文筆・クリエイター」及び「伝統芸能」が100%、「音楽・舞踊・演芸」が85.2%などであるのに対し、「俳優・スタントマン」は69.4%であり、拘束時間・労働時間が長時間に及ぶ者の中には、芸術・芸能関係ではないアルバイト等の労働時間が多いことが要因となっている者の存在がうかがわれた。

芸術・芸能関係の仕事による1か月の収入額は、「声優・アナウンサー」の「40万円以上」の割合が70.0%で最も高く、一方、「俳優、スタントマン」は20万円未満の割合が60.7%で最も高かった。

「うつ病・不安障害の疑い」がある者及び「重度のうつ病・不安障害の疑い」がある者を合わせた割合は全業種の就業者全体よりやや高い傾向を示したが、主観的幸福感は今業種の就業者全体より総じて高い傾向を示した。

ハラスメントの経験では、「声優・アナウンサー」は、「仕事の関係者に、心が傷つくことを言われた」（68.6%）、「恥ずかしいと感じるほどの体の露出をさせられた」（11.4%）、「仕事の関係者に必要以上に身体を触られた」（14.3%）、「性的関係を迫られた」（14.3%）の項目が他の職種より多く、「俳優・スタントマン」は、「仕事の関係者から殴られた、蹴られた、叩かれた、または怒鳴られた」（28.7%）、「羞恥心を感じる性的な実演をしなければならない」（8.3%）の項目が他の職種より多かった。一方、「伝統芸能」は、「仕事の関係者に必要以上に身体を触られた」を除き他の職種よりも少なかった。

芸術・芸能従事者（実演家）においては、職種によって、仕事に対する裁量度合をはじめ、長時間の仕事の内容やその仕事に従事する理由も大きく異なっていた。総じて主観的幸福感は今業種の就業者全体より高い状況もみられることを踏まえ、各職種における業界団体や当該業界に深い関係の深い機関が中心となり、それぞれの職種の特性を踏まえ、芸術・芸能関係又はそれ以外の仕事に従事する時間や心身の健康、幸福感などとのバランスを考慮しつつ、メンタルヘルス対策やハラスメント対策を含む仕事環境の向上の取組を推進していくことが望ましい。

なお、行政機関においては、以下のとおり取り組んでいる。

- ・ 文化庁では、文化芸術分野の適正な契約関係構築に向け、令和4年7月に公表した契約書のひな型を含むガイドラインの普及・啓発を行うとともに、研修会の実施や相談窓口の設置等を進めるなど、フリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の事業環境の改善に向けた取組を進めている。
- ・ 芸術・芸能分野にかかわらず、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）が令和

5年4月に成立し、5月に公布された。同法では、取引の適正化のため、特定受託事業者に業務委託をする事業者に対し、給付の内容等の明示や、支払期日を設定し、その期日までに報酬を支払うことなどを義務付けるとともに、その就業環境の整備を図るため、募集情報の的確な表示、ハラスメントに係る相談体制の整備の義務等を定めている。今後、具体的な内容を政省令・指針等で定めるとともに、同法の内容について丁寧な周知を図ることとしている。

- ・ フリーランスを含めた芸能従事者の安全衛生対策が実施されるよう、令和3年3月に、芸術・芸能分野等の業界団体等に対し、芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について、関係省庁と連名で通知を発出し、会員企業等への周知徹底や会員企業等の業務特性を踏まえたガイドライン等の作成による対策の促進について要請している。
- ・ 労働者以外の方であって、「放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等における音楽、演芸その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業」を行う方について、令和3年4月1日から労災保険特別加入制度の対象としている。